

Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture

西都原
考古
博物館



2016(平成28)年度 宮崎県立西都原考古博物館年報

Photo by KAZ Kuroki



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture

西都原
考古
博物館

宮崎県立 西都原考古博物館年報

2016(平成28)年度

2017年6月 宮崎県立西都原考古博物館

2017年6月

宮崎県立
西都原考古博物館
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

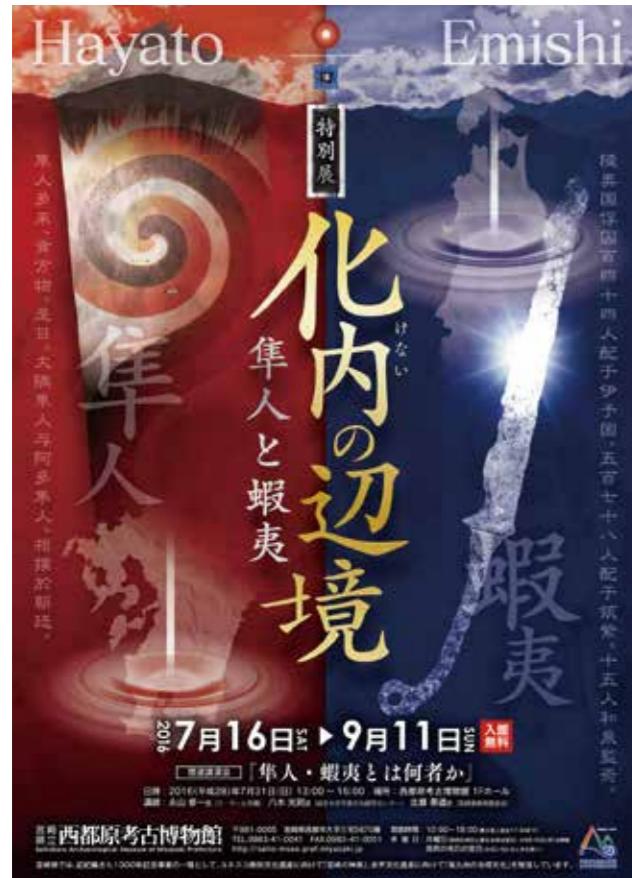
企画展 I 「藻塩焼く～日向の塩の考古学～」

2016(平成28)年4月23日(土)～6月19日(日)



特別展「化内の辺境～隼人と蝦夷～」

2016(平成28)年7月16日(土)～9月11日(日)



国際交流展「馬韓・百濟と南九州」

2016(平成28)年10月8日(土)～12月4日(日)



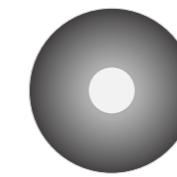
企画展II 「其顏容麗美 ~顔の考古学~」

2017(平成29)年1月14日(土)~3月20日(月・祝)



2016(平成28)年度

宮崎県立西都原考古博物館年報



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



2017年6月

宮崎県立西都原考古博物館
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

目 次

I	県立西都原考古博物館の概要	1
1	沿革	1
2	基本理念	2
3	組織	2
4	施設	3
5	宮崎県博物館協議会	4
II	活動総括	5
III	利用状況	
1	施設利用状況	7
2	資料収集	7
3	館内資料利用及び貸出状況	8
IV	事業報告	
1	特別展、企画展、その他の展示	
(1)	企画展 I 「藻塙焼く ～日向の塩の考古学～」	10
(2)	特別展 「化内の辺境 ～隼人と蝦夷～」	10
(3)	国際交流展「馬韓・百濟と南九州」	10
(4)	企画展 II 「其顏容麗美 ～顔の考古学～」	11
(5)	その他の展示	
	・ collection gallery 展 I 「隼人の楯」	11
	・ collection gallery 展 II 「雁木玉 GANGIDAMA」	11
	・ collection gallery 展 III 「顔のない土器」	12
	・ collection gallery 展 IV 「棟を寄せ妻を切る ～古代住居の復元～」	12
2	国際交流事業	13
3	教育・普及事業	13
4	考古博物館少年団	14
5	博物館実習・職場体験・インターンシップ	14
6	考古博物館資料整備事業	14
7	世界遺産調査研究事業	15
8	甦れ！古代ロマン復元住居再生事業	16
9	西都原古墳群調査整備活性化事業	17
10	特別史跡西都原古墳群保存整備事業	17
11	博物館運営支援業務 (NPO法人iさいと)	17
12	刊行物	20
13	各職員の研究・活動等記録	21
V	関係法規等、その他	
1	条例、規則等	24
2	各種様式	32
3	利用案内	41

例 言

- 本書は、2004(平成16)年4月17日に開館した宮崎県立西都原考古博物館の2016(平成28)年度一年間の足跡をまとめたものである。組織及び事業の詳細など、当館の活動を広く周知いただき、博物館活動への一層の理解と協力を得る一助ともすべく刊行するものである。
- 本書の執筆は、館職員で分担し、文責は文末に明記した。編集は、学芸普及担当主査 田中敏雄が行った。
- 表紙写真は、黒木一明氏の撮影による。

はじめに

宮崎県立西都原考古博物館の運営に対しましては、日頃より県内外の多くの皆様や関係団体から御協力、御支援をいただきしておりますことに、心より感謝を申し上げます。

宮崎県立西都原考古博物館は、豊かな自然環境と優れた歴史的文化的景観を誇る特別史跡西都原古墳群と一体となったフィールドミュージアムとして、「考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館」を基本理念に、調査・研究、史跡の保存整備、資料の収集・展示、古代生活体験館での体験活動、教育普及活動、古代における大陸と南九州の文化交流を検証するための国際交流事業など、幅広い活動を行ってまいりました。多くの方々に御利用・御来館いただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

2016（平成28）年度は、入館者数が数年ぶりに年間12万人を突破しました。口蹄疫の発生により入館者数が減少しましたが、徐々に増加してきており、ようやく口蹄疫発生前の入館者数に戻りつつあります。これは、4か国語対応アプリの開発、無料Wi-Fiの整備、ホームページのリニューアル、公式Facebookの設置など情報発信に努めるとともに「古代復元住居再生事業」をはじめとする県民参加型イベントや体験講座の実施など、さまざまな取組みによるものと考えます。今後とも、利用者のニーズに応じた魅力ある事業の推進と文化財の保存・継承に努めていきたいと考えております。

これからも西都原に止まらず、宮崎県、南九州、さらには東アジア的視野に立って、人々の生きた証を見つめる開かれた「人と歴史の博物館」を目指してまいります。

ここに2016（平成28）年度の取組みと成果について、年報という形で御報告させていただきます。皆様方のなお一層の御指導と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

2017（平成29）年6月 宮崎県立西都原考古博物館
館長 向井 大藏

I 県立西都原考古博物館の概要

1 沿革

1994（平成6）年4月	「西都原古墳群保存整備検討委員会」を設置
1995（平成7）年3月	「西都原古墳群保存整備活用に関する基本計画」を策定
1996（平成8）年3月	「西都原古墳群及びその周辺地域整備構想」を策定
1998（平成10）年3月	「西都原古墳群及び周辺地域整備アクションプログラム」を策定
11月	自治省リーディング・プロジェクト事業「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」の採択
1999（平成11）年3月	「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」を策定
4月	西都原資料館再編整備検討委員会及びワーキンググループ設置
5月	西都原資料館再編整備検討委員会を開催
7月	「西都原資料館再編整備基本構想及び基本計画」を策定
11月	基本設計を契約
2000（平成12）年7月	展示室ディスプレイ等の実施設計を契約
2001（平成13）年2月	建物の実施設計を契約
2002（平成14）年3月	建物の建築工事を契約、着工（3月12日）
2003（平成15）年8月	竣工（8月27日）
9月	県立西都原考古博物館条例が県議会で可決
11月	県立西都原考古博物館条例施行（11月1日） 機関設置、職員発令（11月1日 館長他10名）
2004（平成16）年4月	開館記念式典（4月16日） 開館（4月17日） 開館記念特別展「遺物たちの帰郷展」開催（～6月20日） 天皇皇后両陛下ご視察（4月25日）
6月	財団法人日本博物館協会加入（6月21日）
10月	九州博物館協議会加入（10月6日）
2008（平成20）年1月	韓国国立中央博物館考古部との学術文化交流協定締結（1月11日）
12月	韓国国立中原文化財研究所との学術文化交流に関する約定書締結（12月10日）
2013（平成25）年1月	累積入館者数100万人を達成（1月20日）
12月	台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定締結（12月23日）
2014（平成26）年4月	開館10周年記念式典（4月18日） 11月 韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定締結（11月14日）

2 基本理念

(1) 博物館事業理念

『未来日向の創造』

宮崎県立西都原考古博物館は、考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館です。私たちは、それらの実現のために組織一体となって、協働していきます。

(2) 施設コンセプト

- 利用者と共に成長（常新）する博物館
- 利用者一人一人のための博物館
- 次代を担う人材育成に寄与する博物館

(3) 建築コンセプト

西都原古墳群の景観と歴史的背景をもとに、現在の自然や地形の保存を心がけ、南九州独特の「柄鏡形前方後円墳」の平面形をモチーフとして計画したものである。展示室は、自然の土の中に埋め戻し、そこへ導くエントランス空間は、景観を乱すことなくランドマークとしての入り口を明示する建築形態とした。外壁は、歴史的景観に配慮し、鬼の窟の横穴式石室を思わせる石貼りと、コンクリート打ち放し仕上げについては「つた」をはわせ、周りの自然と調和した景観となるようにしている。

(4) シンボルマーク



Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture



西都原考古博物館のシンボルマークは、様々な対比を表している。

「●」と「■」、「赤」と「青」という対比のシルエットが対峙する構図を基本とする。

どの時代の人も必ず直面する「生と死」、日々の生活の舞台である「大地と大空」、「光

と影」、「火と水」、「動脈と静脈」、「北と南」、「東と西」など様々な対比である。

古代においては、政治的連合の証である前方後円墳をはじめとする「高塚古墳」と、地下を志向した南九州独特の墓制である「地下式横穴墓」という対比があり、中央を標榜する「畿内社会」と、辺境と見なされた「南九州社会」の対比がある。

二つのシルエットの対比によって、見る人それぞれのイメージ世界との対比と交感を象徴している。

3 組織

<2017(平成29)年度>

2017(平成29)年4月1日現在

館長 向井 大蔵

副館長 大山江里子

【管理担当】

- 担当リーダー 副主幹 長谷 文恵
- 主任主事 野澤 弘志
- 主任主事 平田 利恵

【学芸普及担当】

- 担当リーダー 主幹 東 憲章
- 主査 田中 敏雄
- 主査 堀田 孝博
- 主査 藤木 聰
- 主査 谷口 晴子
- 専門主事 永友 良典
- 主任主事 沖野 誠

<2016(平成28)年度>

館長 田方 浩二

副館長 長友 順子

【管理担当】

- 担当リーダー 副主幹 長谷 文恵
- 主査 池田 隆之
- 主任主事 平田 利恵

【学芸普及担当】

- 担当リーダー 副主幹 東 憲章
- 主査 田中 敏雄
- 主査 堀田 孝博
- 主査 藤木 聰
- 主査 谷口 晴子
- 専門主事 永友 良典
- 主任主事 沖野 誠

4 施設

- (1) 名称 宮崎県立西都原考古博物館
- (2) 所在地 宮崎県西都市大字三宅字西都原西5670番
- (3) 設置年月日 2003(平成15)年11月1日
- (4) 開館年月日 2004(平成16)年4月17日
- (5) 敷地面積 90,122.25m²
- (6) 建物
 - ①建築面積 2,334.45m²
 - ②延床面積 6,678.63m²
 - ③構造 鉄筋コンクリート造4階建
(地下1階、地上3階)
- (7) 居室別面積
 - 展示室 1,355.63m²
 - 収蔵展示室 18.00m²
 - 第1収蔵庫 139.83m²
 - 第2収蔵庫 170.07m²
 - 第3収蔵庫 148.83m²
 - 重要物収蔵庫 25.32m²
 - 機械室(大) 236.70m²
 - 機械室(小) 43.78m²
 - エントランス 197.42m²
 - ホール 325.90m²
 - 講師控室 14.48m²
 - 救護室 11.63m²
 - 館長室 36.00m²
 - 副館長室 20.25m²
 - 事務室・研究室 189.91m²
 - 応接室 43.99m²
 - 情報処理室 36.00m²
 - 保存処理室 66.00m²
 - 資料保管室 15.75m²
 - 整理室 49.69m²
 - セミナー室 99.82m²
 - トラックヤード 49.72m²
 - 情報利用コーナー 21.90m²
 - 閲覧室 86.15m²
 - 図書室 66.00m²
 - 展望ラウンジ 133.92m²
 - その他 3,075.94m²
(ロビー・階段・通路等)
- (8) 構成施設
 - 西都原古代生活体験館
 - ①建築面積 941.68m²
 - ②延床面積 1014.23m²

③構造

④棟別面積

木造平屋一部2階建

セミナー棟

571.94m²

古代構法棟

315.93m²

渡り廊下棟

99.36m²

古代住居

27.00m²

(8) 関連施設

西都原古墳群遺構保存覆屋

1,394.00m²

①建築面積

1,394.00m²

②延床面積

鉄筋コンクリート造

③構造

木造平屋一部2階

13号墳内部主体見学施設

22.89m²

①建築面積

22.89m²

②延床面積

鉄骨造平屋

4号地下式横穴墓保存見学施設

21.24m²

①建築面積

21.24m²

②延床面積

鉄骨造平屋

③構造

5 宮崎県博物館協議会

県条例に基づき、宮崎県総合博物館と宮崎県立西都原考古博物館の運営に関し、教育関係者・有識者等で構成された委員が、各館長の諮問に応ずると共に、各館に対して意見を述べる機関である。

(1) 宮崎県博物館協議会委員

任 期：2016（平成28）年7月30日～2018（平成30）年7月29日

（区分別）

区分	氏名	役職名等	専門
学校教育関係者	笠岡 和代	宮崎カトリック幼稚園長	幼稚園
	小園 裕美子	小林市立須木中学校長	小中学校
	坂本 奈美	県立児湯のびなす支援学校長	県立学校
	堀田 由美子	尚学館小学校長（私立学校代表）	私立学校
	米良 郁子	新富町教育長（市町村教育長連絡協議会代表）	教育行政
社会教育関係者	壱岐 英児	宮崎県子ども会育成連絡協議会事務局長	子ども会
	浜砂 澄子	宮崎県地域婦人連絡協議会副会長	婦人団体
家庭教育関係者	野瀬 直子	宮崎県PTA連合会副会長	PTA
学識経験者	金子 弘二	宮崎大学名誉教授	地質
	柴田 博子	宮崎産業経営大学法学部教授	歴史
	出口 智久	宮崎市フェニックス自然動物園長	動物
	富高 敏明	みやざき観光コンベンション協会専務理事	観光
	前田 博仁	宮崎県民俗学会副会長	民俗
	安井 伸二	宮崎県社会福祉協議会副会長	社会福祉
	八ッ橋 寛子	宮崎大学教育学部准教授	植物
	柳澤 一男	宮崎大学名誉教授	考古
公募委員	後藤 徹一	元県立都農高等学校長	

*役職名は2016（平成28）年10月26日現在（区分毎に五十音順）

(2) 開催状況

期 日：2016（平成28）年10月26日（水）

会 場：宮崎県総合博物館 2階研修室

議 題：①平成27年度県総合博物館の事業報告および評価について

②平成27年度県立西都原考古博物館の事業報告および評価について

③平成28年度県総合博物館及び県立西都原考古博物館の事業計画について

④その他

【参考】会議終了後、特別展「賀来飛霞のみた自然と歴史～延岡藩と高千穂採薬記～」見学

II 活動総括

1 学芸普及担当

2010年の口蹄疫発生により数か月の臨時休館を余儀なくされるなど大きく落ち込んでいた来館者数も、この数年は徐々に回復傾向にあった。そして迎えた2017（平成28）年度は、4月に熊本大地震が発生するなど、不安な幕開けとなった。春から夏にかけての来館者数は、前年に比べて低調であったものの、館職員、NPO法人メンバー、ボランティアの皆さんなど、館に関わる全てのスタッフの努力が実り、夏以降には入館者数も順調に増加し、最終的には数年ぶりに総入館者数が12万人を超えた。博物館の果たすべき役割は、入館者数で測れるものではない。しかし、開館以来積み重ねてきた日々の調査研究、展示、教育普及などの活動、国内外の関係機関と連携など、博物館としての実績と蓄積された力が、目に見える形の一つとして現れたことは、評価に値しよう。

展示

当館展示の基本コンセプトは「常新展示」である。一つの展示空間の中で、大小合わせて年7～8回の展示会を行うなど、常に新しい情報を発信することを目指している。

企画展は県内資料を中心に構成し、年2回実施している。2016年度は、企画展I「藻塙焼く 日向の塙の考古学」と、企画展II「其顔容麗美（それかおよし）顔の考古学」を開催した。

特別展は県外資料を含めて構成し、年1回実施し図録を作成する。2016年度は、「化内の辺境 隼人と蝦夷」を開催した。

国際交流展は海外資料も含めて構成し、年1回実施し図録を作成する。2016年度は、「馬韓・百濟と南九州」を開催した。これは、当館と学術文化交流協定を締結している韓国国立羅州博物館の協力を得て行った。

コレクションギャラリー展は館蔵資料で構成し、年4回実施する。2016年度は、①「隼人の楯」、②「雁木玉GANGIDAMA」、③「顔のない土器」、④「棟を寄せ 妻を切る」を開催した。これは、日常的な資料管理などの館業務の中での「気づき」から問題点を抽出し、小展示を行うことで企画展・特別展へつながるテーマに発展させることを目的としたものである。

調査研究

調査研究は博物館活動の根幹である。当館では、西都原古墳群をはじめとする県内主要

古墳の地中レーダー探査や、鉄製品や古人物骨、土器・石器類など収蔵資料の調査研究を行っている。これは、館職員のみならず外部研究者との連携を図りながら進め、その成果については、研究紀要や調査報告書に掲載するほか、展示に反映させている。

2015年度から継続している「14県連携古代歴史共同研究事業」では、「古墳時代の玉類」をテーマに全国規模の研究が進められており、当館では雁木玉を中心に外来系の玉の検討を担当している。

古墳群の保存整備

2014（同26）年度より「西都原古墳群調査整備活性化事業」（5か年計画）を実施している。

発掘調査では、昨年度に引き続き第3支群の265号墳（船塚）の調査を行った。前方部上の大正調査坑を完掘したほか、前年度までに確認された外周堀の範囲確認を行った。

陵墓参考地周辺の調査では、地中レーダー探査で確認された女狭穂塚の第2周堀について、陪塚である171号墳との関係を確認するための発掘調査を実施した。

復元整備工事では、葺石の露出公開をした171号墳の再整備（埋め戻し）を行い、周辺植栽の整理も行った。

国際交流

当館では、台湾新北市立十三行博物館（2013年12月協定締結）と、韓国国立羅州博物館（2014年11月協定締結）と学術文化交流協定を締結し、相互の人的交流・共同研究・展示会の開催などを行っている。

台湾では、4月に「新北市考古生活フェスティバル」に参加したほか、9月には「博物館におけるバリアフリー」がテーマのワークショップに招聘され、当館の取り組みを紹介するとともに、英国や台湾の研究者との交流を図った。

韓国では、5月に「全谷里旧石器まつり」に招待を受け、併せて開催された「国際考古遺産教育ワークショップ」で事例発表を行った。秋の国際交流展に向けて羅州博物館を数回訪問し、資料の選定や輸送に関する協議を行った。また、羅州市主催の「馬韓まつり」にも参加し、地域と博物館の関わり等について視察した。

5月に羅州博物館から、3月に十三行博物館からの来訪を受け、県内及び鹿児島県において共同調査を行った。

学校教育との連携

当館では、学校教育との連携を推進するた

め、教職員への働きかけを行っている。夏休みを利用した教員向け講座「授業で活かせる考古学」を開催している。

また、学芸員を目指す大学生の博物館実習や、大学・高校・中学からのインターンシップや職場体験、視察研修等も積極的に受け入れた。

古代生活体験

古代生活体験館は、古代に生きた人々の知恵と工夫を学び、道具を使った製作体験を行うことで生きる力を育むことを目的とした施設で、1997（平成9）年に開館した。2004年の当館開館に伴いその構成施設の一つとなった。

昨年度から行っている「古代生活体験館魅力増進検討委員会」の取り組みとして、館内・敷地内での案内表示の増設や、西都市内の小学校へのチラシの配布を行った。前年度に比して、入館者・体験者とも増加している。

古代復元住居再生事業

昨年度から着手した「古代復元住居再生事業」では、1966（昭和41）年からの風土記の丘整備事業で設置された古代復元住居の茅葺き屋根の葺き替えを行った。専門業者に委託するのではなく、地域の技術継承者の協力を得ながら、材料集めから葺き替え作業までを県民参加型のイベントとして実施したものである。

西都市銀鏡地区の方々の多大な協力を得て、2月に作業を完了し、3月に落成イベントを開催した。また、2年間の活動の記録は、コレクションギャラリー展Ⅳ「棟を寄せ妻を切る」で公開した。今後も、地域の文化と技術の保存継承のため、あらゆる機会をとらえて発信していく予定である。

図書の刊行

『もっと知りたい宮崎の古代 考古学が誘うふるさとの歴史』を刊行した。これは、考古博物館が毎年刊行している展示会図録とは別に、一般書店にて販売される図書として作成したものである。2015年度下半期に、週一回出演させていただいたMRT宮崎放送のラジオ番組内コーナーの話題をベースに、学芸員との対話形式の読み物に再構成したものである。ふるさと宮崎の歴史や考古学と神話の関係などについて、易しく解説している。より多くの方々に手に取っていただきため、地元出版社の(有)鉱脈社の協力を得て、2017年3月に刊行した。考古学を分かりやすく、身近に感じてもらうための新たな試みの一つである。

ある。

世界文化遺産登録に向けて

宮崎県では、県内市町村とも連携し、記紀編さん1300年記念事業の一環として、「ユネスコ無形文化遺産」に向けて宮崎の神楽を、「世界文化遺産」に向けて南九州の古墳文化を発信している。その取り組みとしてのシンポジウムや関連講座等の開催は、2013（平成24）年度から継続して、県内はもとより、東京、大阪などでも開催している。

調査研究に基づく学術的な評価を発信することも重要であるが、より多くの県民に関心を持っていただきため、写真家黒木一明氏の写真展（4月～5月：西都原考古博物館）をはじめ、イオンモール宮崎（10月）や宮崎空港ロビー（1月）などでも小展示を行い、発信の機会とした。

（東）

2 管理担当

管理担当は、予算管理、施設・設備の維持管理、環境整備、総合受付案内、図書室管理、ホール等の貸し出し等の業務運営を行っている。

施設・設備管理

施設・設備の保守業務等は、警備業務、清掃業務、空調自動制御機器保守業務、環境整備業務など年間30件以上におよぶ契約を外部に委託し、維持管理に努めた。

また、開館から13年が経過し、施設・設備の老朽化が顕著となっているため、大規模な改修等については関係機関と協議を行いながら、計画的な修繕・改修に努めた。主なものとしては、災害時における電気供給に必要な非常用電源装置の蓄電池や空調機器の空冷チラーユニットのコンプレッサーの更新を行った。

危機管理

来館者を含めた館内にいる全ての者の安全を確保する目的で、館関係者（職員、NPO、警備・清掃・中央監視スタッフ）が、西都市消防本部職員立ち会いのもと、2月22日に防災総合訓練を実施した。訓練は、地震及び火災発生を想定した、通報・消火・避難誘導及び救出救護訓練を行った。

また、訓練後は消火器・消火栓の使用方法についての研修も実施し、職員の危機管理意識の向上に努めた。

（長谷）

III 利用状況

1 施設利用状況

（1）入館者数 2016（平成28）年4月1日～2017（平成29）年3月31日

展示室・古代生活体験館	入館者数（人）
常新展示 (うち特別展・collection gallery 展)	105,370 (95,273)
古代生活体験館	15,831
計	121,201

（2）累積入館者数 2004（平成16）年4月17日～2017（平成29）年3月31日

展示室・古代生活体験館	入館者数（人）
常新展示	1,410,065
古代生活体験館	228,298
計	1,638,363

（3）諸事業への参加者数 2016（平成28）年度

教育普及事業	参加者数（人）
講演会・考古博講座	539
体験・実験講座	78
計	617

（4）ホールの主な利用状況（当館主催事業を除く）

利用目的	利用日
県立学校等人権教育担当者研修会	5月27日、2月16日
西都・西米良地区中学校英語暗唱・弁論大会	9月27日
最期まで自分らしく生きることを考える集い	12月11日
宮崎県社会教育委員研究大会	12月16日
宮崎県公民館経営セミナー	1月24日
西都市観光協会企画広報専門部会文化講演事業 「木喰上人ーその作仏と足跡をたどる」講演会	2月25日
神話文化祭キックオフコンサート	3月18日

※300名収容のホールは、本来の目的として本館が開催する講演会やシンポジウム、学会等のために使用する施設であるが、本館が使用しない日については、公施設の有効利用の観点から、一般への貸し出しも行っている。

施設等使用料

午前（10:00～12:00） 3,480 円
冷房使用料（1時間あたり） 1,340 円

午後（13:00～17:00） 6,960 円
暖房使用料（1時間あたり） 660 円

* 2014（平成26）年4月1日 使用料改定
(長谷)

2 資料収集

資料の収集は、博物館における重要な活動の一つである。館の展示や研究に資するため、購入・寄贈・寄託等により資料の収集を行っている。

（1）図書資料

寄贈本は、地方自治体の埋蔵文化財センターや教育委員会発行の報告書関係、博物館等

が発行した年報や研究紀要、図録等である。蔵書は2015（平成27）年度まで、29,996冊（購入3,622冊・寄贈24,179冊・移管他2,195冊）であったが、2016（同28）年度は、寄贈877（通常寄贈748冊、個人寄贈129冊）冊によって合計30,873冊となった。（谷口）

3 館内資料利用及び貸出状況

館内資料利用（資料調査等）

利用年月日	所 属	利用資料	利用目的
2016年4月7日	九州国立博物館	県内出土赤色顔料	個人研究 実測 熟覧 サンプリング 写真撮影
2016年4月19.20日	大阪大谷大学	西都原古墳群出土埴輪	個人研究 実測 拓本 写真撮影
2016年5月31日 - 6月5日	明治大学	島内地下式横穴墓群出土古人骨	個人研究 計測 熟覧
2016年6月7日 - 6月8日	奈良県立橿原考古学 研究所附属博物館	県内出土古墳時代玉類	個人研究 比重計測 熟覧 サンプリング
2016年7月16日	宮崎市教育委員会	西都原あるいは真幸出土三角板鉢留短甲	個人研究 熟覧・計測 写真撮影
2016年7月22日 - 7月24日	大阪大谷大学	県内出土円筒埴輪片、形象埴輪片	個人研究 実測 観察 写真撮影
2016年8月21日、 8月23日	奈良県立橿原考古学 研究所附属博物館	西都原4号地下式横穴墓出土横矧板革綴短甲	個人研究 実測 観察 写真撮影
2016年9月6日	沖縄県立博物館・ 美術館	県内採集畦原型細石刃石器群	借用資料選定 写真撮影
2016年9月15日	人吉市教育委員会	大萩遺跡4・5号土壙墓出土土器	借用資料選定 写真撮影
2016年9月23日 - 9月25日	大阪大谷大学	西都原101号墳出土・宮崎古墳時代研究会 採集円筒埴輪片、形象埴輪片	個人研究 実測 観察 写真撮影 拓本
2016年10月15日 - 10月16日	大阪大谷大学	西都原169号墳出土・宮崎古墳時代研究会 採集円筒埴輪片	個人研究 実測 観察 写真撮影 拓本
2016年11月25日	鹿児島大学総合研究博物館	木脇塚原A号地下式横穴墓出土長方板革綴 衝角付冑片、綴、島内3号地下式横穴墓出 土三角板鉢留短甲	個人研究 熟覧 写真撮影
2016年11月30日、12 月1日、12月13-14日	奈良県立橿原考古学 研究所附属博物館	六野原10号・34号地下式横穴墓出土鉄製 品、短甲	個人研究 観察 写真撮影
2016年12月27日	奈良大学	市木箱式石棺墓出土頭椎大刀、伝百塚原古 墳群出土頭椎大刀	個人研究 実測 観察 写真撮影
2017年1月7日 - 1月8日	大阪大谷大学	西都原169号墳出土・宮崎古墳時代研究会 採集円筒埴輪片	個人研究 実測 観察 写真撮影 拓本
2017年1月28日	NPO法人工芸文化 研究所	市木箱式石棺墓出土頭椎大刀、伝百塚原古 墳群出土頭椎大刀、西都原4号地下式横穴 墓出土金銅製装身具	個人研究 熟覧 写真撮影
2017年2月14日	島根大学	築池92-2号地下式横穴墓出土・大坪地下式 横穴墓出土鏡	個人研究 計測 熟覧 写真撮影
2017年2月14日	東京大学	県内出土斑点文トンボ玉及び共伴する玉 類、雁木玉及び共伴する玉類	個人研究 熟覧 写真撮影
2017年2月18日	宮崎市教育委員会	護国神社周辺（下北方）出土土器、六野原 古墳群出土鏡	個人研究 熟覧 写真撮影
2017年3月22日	九州大学附属図書館付 設教材開発センター	西都原13号墳出土管玉、大萩遺跡出土ガラ ス小玉	個人研究 熟覧 写真撮影

資料等提出（展示資料・写真・掲載許可）

利用期間・提供年月日	申請者（機関）	利用資料	利用目的
2016年4月1日	株式会社ランズ	写真データ4点（西都原4号地下式横穴墓 出土短甲集合、西都原111号墳出土玉、鬼 の窟墳丘、男狭穂塚・女狭穂塚空撮）	株式会社ユーキャン発行予定の「日本歴 史大地图」（仮題）に掲載
2016年4月4日 - 9月16日	都城市教育委員会	鳩園遺跡出土萩山吹双鳥鏡、同竹垣秋草 鏡、同小刀、同渡来鏡	平成28年度企画展「災害とむきあう 人々」に展示
2016年4月12日 - 5月26日	川南町立図書館	展示ケース2台（円形机型）	企画展「昭和のマンガとおもちゃ大集 合！」に使用
2016年4月13日	九州国立博物館	写真データ1点（男狭穂塚・女狭穂塚空撮）	「東北アジア装飾古墳の研究」に掲載

2016年4月16日	宮崎市立生目台西小学校	古代衣装3着	6年生社会科の授業で使用
2016年5月6日	鹿児島大学総合研究博物館	写真データ27点（西都原4号地下式横穴墓 短甲X線CT画像12点、小木原1号地下式 横穴墓出土衝角付冑X線CT画像15点）	日本文化財学会第33回大会「X線CT 調査による古墳時代甲冑の分析」発表予 稿集編集及び発表スライドにおいて掲載
2016年6月24日	株式会社 洋泉社	写真データ1点（埴輪船（レプリカ））	「歴史REAL 天皇家をめぐる争乱の古 代史」に掲載
2016年6月27日	個人	写真データ2点（伝持田34号墳出土单鳳環 頭 本人撮影）	島根県立八雲立つ風土記の丘資料館発刊誌 「島根県立八雲立つ風土記の丘」に掲載
2016年6月28日	西都市歴史民俗資料館	写真データ16点（西都原古墳群全景（南東 から）、西都原古墳群全景（垂直）、男狭穂 塚・女狭穂塚周辺（垂直）、第1古墳群と 202号墳（北から）、西都原169号墳、西都 原171号墳（北から）、西都原171号墳と女 狭穂塚、酒元ノ上横穴墓群全景（南から）、 西都原100号墳（調査前）、西都原100号墳 (調査後)、西都原265号墳、西都原265号 墳（造り出し検出状況）、西都原46号墳、 西都原81号墳（北西から）、西都原81号墳 (垂直)、西都原111号墳（全景））	平成28年度西都市歴史民俗資料館夏季 企画展における展示とパンフレットに使 用
2016年6月29日	MRT 宮崎放送	写真データ2点（埴輪船・埴輪子持家（レ プリカ））	MRTテレビ「つづくさんのどうようだ よ」内にて使用
2016年7月7日	公益財団法人元興 寺文化財研究所	写真データ4点（須木上ノ原地下式横穴9 号墓出土人骨9-1・人骨9-2、立切3号 地下式横穴墓出土1号人骨・3号人骨）	申請者の博士論文「日本列島における櫛 の出現と展開」に掲載
2016年7月15日	株式会社グレイル	写真データ1点（男狭穂塚・女狭穂塚空撮）	別冊宝島「新解釈 日本書紀」に掲載
2016年7月23日	日南少年ラグビー スクール	火起こし道具一式 3セット	小学生の野外炊飯にて使用
2016年9月6日 - 2017年2月24日	沖縄県立博物館・ 美術館	県内採集畦原型細石刃石器群	平成28年度特別展「港川人の時代とそ の後」に展示
2016年9月15日	人吉市教育委員会	写真データ2点（大萩遺跡4号土壙墓出土 土器、大萩遺跡5号土壙墓出土土器）	平成28年度特別展「免田式土器がつな ぐクマモト」展で使用
2016年9月20日	（株）はる制作室	写真データ3点（埴輪船・埴輪子持家（レ プリカ）、男狭穂塚・女狭穂塚空撮）	宝島社刊「別冊宝島キトラと日本の古 墳」に掲載
2016年9月29日 - 12月20日	人吉市教育委員会	大萩遺跡4・5号土壙墓出土土器	平成28年度特別展「免田式土器がつな ぐクマモト」展で展示
2016年10月1日	沖縄県立博物館・ 美術館	写真データ1点（「国際交流展 美と技と祈 り」図録掲載の鹿児島市草野貝塚出土軽石 製獣形製品）	博物館特別展図録「港川人の時代とそ の後」に掲載
2016年10月6日	株式会社アクティ ネットワーク社	動画データ2点（西都原考古博物館の紹介映 像、西都原古墳群 鬼の窟古墳の紹介映像）	ウェブサイト「Feel Fukuoka Japan」 Facebookに使用
2016年10月19日	宮崎市立宮崎東小 学校	写真データ1点（鬼の窟古墳空撮）	青葉出版「宮崎県版社会科資料集6年」 の表紙に掲載
2016年11月9日	株式会社G.B.	写真データ1点（男狭穂塚・女狭穂塚空 撮）	株式会社デアゴスティーニ・ジャパン発 行予定の「神社百景DVDコレクション 第18号」（仮題）に掲載
2016年12月10日	株式会社 奈良新聞社	写真データ2点（考古博物館外観・体験館 勾玉作り）	「飛行機で行く 神話の里・高千穂と奥 宮崎～西都原の桜と菜の花」 参加者募集ツアーカードに掲載
2016年12月11日	株式会社ポス	写真データ1点（第1支群 空撮）	株式会社ティー・オー・エス発行予定の 「生活情報誌ポス」に掲載
2016年12月15日	株式会社バームス企画	写真データ1点（陣内遺跡出土土偶）	月刊バームス3月号 巻頭特集に掲載
2016年12月16日	宮崎県東京事務所	写真データ3点（考古博物館内画像・外観）	「移動教室年鑑」に掲載
2017年3月12日	株式会社 アルタイル	写真データ3点（考古博物館内画像・外 観）	「ぶらぶら美術・博物館プレミアムアーテ トブック2017-2018（仮）」に掲載
2017年3月15日	京都大学	実測図（持田26号墳出土三葉環頭大刀 申 請者作成）	「金工品から読む古代朝鮮と倭－新しい 地域関係史へ」に掲載
2017年3月28日	株式会社ナビタイムジャパン	写真データ3点（考古博物館内画像・外観）	ナビゲーションアプリへの掲載

IV 事業報告

1 特別展、企画展、その他の展示

(1) 企画展 I 「藻塩焼く～日向の塩の考古学～」

期間：2016（平成28）年4月23日（土）～
6月19日（日）

期間中入館者数：17,359人

展示資料：167点

塩は人間のみならず、あらゆる動物が生きるために欠かせないものであることから、歴史において非常に重要な位置を占めていたが、岩塩や塩湖などの塩資源に恵まれない日本列島では、先人たちが様々な創意工夫を凝らし、海水から塩をつくってきた。

宮崎県内では古墳時代以前に遡る製塩遺跡は確認されていないが、旧石器時代から弥生時代に至るまでの石器組成の推移を示し、その背景にある生業の変化によって塩分摂取の必要性が高まり、製塩技術が普及したと考えられることや、古墳の副葬品として多量に出土する馬具類から、古墳時代には牧畜に関連して製塩が行われていた可能性が高いことについて触れた。また熊本県教育委員会から借用した天草式製塩土器は、製塩土器の中でもひときわ異彩を放つ形態であることから大きな注目を浴びた。

5月21日には、当館2階セミナー室において「塩で読み解く古代日向」と題し、熊本県宇土市教育委員会の藤本貴仁氏を招聘して講座を実施した（参加者56人）。

（堀田）

(2) 特別展「化内の辺境～隼人と蝦夷～」

期間：2016（平成28）年7月16日（土）～

9月11日（日）

期間中入館者数：21,555人

展示資料：270点

「化内」とは、律令国家の統治範囲内を指し、その対義として「化外」がある。「化内の辺境」とは、律令国家の統治範囲内にあり

ながら、中央から遠く離れ、時として化外との扱いを受けた地域であった。「隼人」と「蝦夷」は、東アジア情勢が緊迫する中、完成された国家であることを対外的にアピールする必要に迫られた律令国家が、政治的な意図をもって日本列島の南北端に創出した「異民族」である。

本展示会は、そうした辺境が創出される過程やその後の展開、列島の南北端で行われた辺境政策の差を考古資料から見つめ、「隼人」そして九州地方の「蝦夷」の実像に迫った。

7月31日には、当館ホールにおいて、「隼人・蝦夷とは何者か」と題し、ラ・サール学園の永山修一氏、岩手大学平泉文化研究センターの八木光則氏、宮崎県教育委員会の北郷泰道氏を招聘して講演会を実施した（参加者151人）。また、8月27日には、当館セミナー室において「隼人を考える－成川式土器の研究成果から－」と題し、指宿市教育委員会の松崎大嗣氏を招聘して講座を実施した（参加者61人）。

（沖野）

(3) 国際交流展「馬韓・百済と南九州」

期間：2016（平成28）年10月8日（土）～

12月4日（日）

期間中入館者数：25,577人

展示資料：韓国資料68点、国内資料72点

韓国南西部に位置する栄山江の流域は、三国時代（3世紀後半頃から7世紀中頃まで）の前段階にあたる原三国時代（紀元前1世紀頃から3世紀前半頃まで）には馬韓の中心地であったと考えられており、三国時代には百済の領域に含まれながらも、独自性を長く維持した地域として知られている。また他の地域では見られない巨大な甕棺を埋葬施設とした古墳が数多く存在し、今なお独特の景観を保った地域もある。

展示では、韓国南西部の古墳から出土した

多彩な副葬品や集落から出土した土器類によって、馬韓・百済の生活や文化を紹介したほか、南九州との関係をうかがわせる資料なども取り上げ、両地域における活発な交流の実態を考える機会とした。

10月22日には、当館ホールにおいて「韓国栄山江流域における古墳文化の特質」と題した講演会（参加者100人）を催し、韓国国立羅州博物館の朴仲煥氏に羅州伏岩里3号墳の事例からみた古墳祭祀の変化について解説いただき、京都大学の吉井秀夫氏には朝鮮半島で築造された前方後円墳の被葬者像を考える上での問題点についてお話しをいただいた。また11月12日には、当館2階セミナー室において「南九州出土の半島系遺物」と題し、宮崎市教育委員会の西嶋剛広氏を招聘して講座を実施した（参加者42人）。

（堀田）

(4) 企画展II 「其顔容麗美～顔の考古学～」

期間：2017（平成29）年1月14日（土）～
3月20日（月・祝）

期間中入館者数：15,070人

展示資料：26点

各時代における考古学からみた「顔」をテーマに、埴輪をはじめ顔の表現を持つ絵画土器や墨書き器片・軽石製品等の出土品の1つ1つを掘り下げるとともに、宮崎で数多く発見されている古墳時代の古人骨での事例を中心に、古代人の復顔やその方法と歴史等を紹介した。あわせて、館公式Facebookでは、全8回でお薦めの一品を紹介したほか、展示室内に福笑い体験コーナーを設け、顔に関する文化に親しむ機会とした。

関連講座では、東京大学大学院教授の設樂博己氏に、古代中国の方相氏と日本の考古資料等との関係といった話題を中心に、東アジア規模で顔の考古学について講義いただいた（参加者95名）。

このほか、テーマに合わせ、運営支援の

NPO法人iさいとにより、手作りのひな人形に来館者が顔を描き入れるイベントがエントランスホールで実施された。

（藤木）

(5) その他の展示

collection gallery展 I 「隼人の楯」

期間：2016（平成28）年6月25日（土）～
7月10日（日）

期間中入館者数：3,197人

特別展「化内の辺境～隼人と蝦夷～」のプレ展示として「隼人の楯」を紹介した。

「隼人の楯」は隼人が宮中での警備の際に使用したもので、1963（昭和38）年に平城宮跡で発見された隼人の楯のレプリカや平安時代中期に編纂された「延喜式」に記された彩色を復元した隼人の楯模型を展示し、「隼人の楯」から見える隼人の実像を紹介した。

（永友）

collection gallery展II 「雁木玉 GANGIDAMA」

期間：2016（平成28）年9月17日（土）～
10月2日（日）

期間中入館者数：4,995人

展示資料：雁木玉1点

国際交流展「馬韓・百済と南九州」のプレ展示として開催した。

宮崎県では、朝鮮半島との関連性が指摘できる資料が地下式横穴墓や古墳の副葬品として数多く出土している。その中から当館所蔵の「雁木玉」を展示し、朝鮮半島との関連性について紹介した。

（田中）

collection gallery展Ⅲ「顔のない土器」
期間：2016（平成28）年12月10日（土）～
2017（平成29）年1月9日（月・祝）
期間中入館者数：4,151人
展示資料：4点

企画展II「其顔容麗美～顔の考古学～」の
プレ展示として開催した。

六野原14・22号地下式横穴墓の玄室よ
り、口縁部が意図的に打ち欠かれた土師器塙
が出土している。土器にとって「顔」ともい
える主要な部分が打ち欠かれたこれらの資料
を展示し、行為の理由について可能性を提示
した。

（谷口）

collection gallery展IV
「棟を寄せ 妻を切る～古代住居の復元～」
期間：2017（平成29）年3月25日（土）～
4月16日（日）

期間中入館者数：11,547人
展示資料：12点

本展示会は古代の住居跡、古墳などから出
土した家形の埴輪など、考古学から見えてくる
古代の住居について説明した。また、地域
の技術継承者（東米良匠の会）の協力を得
て、平成27年度から2か年にわたり、実施
してきた古代復元住居の改修作業の様子を紹
介した。

（田中・谷口）

黒木一明写真展
「明日への遺産 Heritage For The Future」
期間：2016（平成28）年4月23日（土）～
5月22日（日）

展示資料：40点

本写真展は、本県がユネスコ無形文化遺
産、世界文化遺産登録を目指して発信してい
る「宮崎の神楽」と「南九州の古墳文化」に
ついて、西都市在住の写真家黒木一明氏の作
品を通して、より多くの方々に関心持っていた

だくことを目的に開催した。黒木氏の作品
は、その独特的視点と色表現に定評があり、
多くの見学者にこれまでのイメージとは異なる
表情の古墳群や神楽について鑑賞してもら
い、好評を得た。

（東）

館外出前展示

「明日への遺産 Heritage For The Future」
期間：2016（平成28）年10月3日（月）～
10月9日（日）

展示資料：7点

主催：宮崎県教育委員会：文化財課・西都原
考古博物館、観光推進課：記紀編さん
記念事業推進室

共催：宮崎市教育委員会、西都市教育委員
会、新富町教育委員会

開催場所：イオンモール宮崎1階イーストコ
ート

本展示は、「宮崎の神楽」と「南九州の古
墳文化」について、より広く発信することを
目的として開催した。

神楽については、西都市銀鏡神楽のイタリ
ア・ミラノ万縛での公演（2015年）の様子
を含めて写真パネルで紹介した。

古墳文化については、生目・西都原・新田
原の各古墳群の概要パネルと共に、各古墳群
からの出土資料を展示した。

（谷口）

「～日本の源流をたどる～宮崎県・奈良県合
同パネル展」

期間：2017（平成29）年1月7日（土）～
1月11日（水）

展示資料：6点

開催場所：宮崎空港1階オアシス広場

宮崎県・奈良県合同パネル展内にて、西都
原古墳群を紹介する展示を行った。

古墳群等の風景をメインとしたパネルの
他、重文西都原古墳群出土埴輪船（レプリ

カ）等の資料を展示し、多くの空港利用者に
西都原古墳群をアピールすることができた。

（谷口）

2 国際交流事業

当館では、開館以来「交流」をキーワード
として国内外の諸機関と連携を図ってきた。

現在は、台湾新北市立十三行博物館と韓国
国立羅州博物館の二館と学術文化交流協定を
締結しており、展示会の前提となる共同調査
研究や職員の人的交流を行っている。

2016（平成28）年度は、4月に台湾新北
市の考古生活フェスティバルに招待を受け、
ワークショップでの発表（「宮崎県立西都原
考古博物館における文化資産の保護、活用と
教育」）、篠笛作りの体験を行った。

5月には、韓国全谷里旧石器まつりへの招
待を受け、勾玉づくりや篠笛づくりの体験活
動を行い、合わせて開催された国際考古遺産
教育ワークショップにて「特別史跡西都原古
墳群の保存と活用」について発表した。

9月には、台湾で行われた「博物館におけ
るバリアフリー」をテーマとする研究会に招
聘され、当館の事例報告や英国や台湾の博物
館関係者との意見交換を行った。

人的交流では、5月に国立羅州博物館の職
員2名が、3月に新北市立十三行博物館の職
員2名が西都原に来訪され、宮崎県内及び鹿
児島県で共同調査を行った。

当館からも、韓国へ2回、台湾へ2回訪問
し、国際交流展に向けた資料調査を行った。

10～12月には、国際交流展「馬韓・百濟
と南九州」を国立羅州博物館の協力を得て開
催した。

（東）

3 教育・普及事業

（1）考古博講座

期日・聴講者数	演題	講師
5月21日（土） 56名	「塙で読み解く古代日向」	熊本県宇土市教育委員会 藤本貴仁氏
8月27日（土） 61名	「隼人を考える－成川式土器の研究成果から－」	鹿児島県指宿市教育委員会 松崎大嗣氏
11月12日（土） 42名	「南九州出土の半島系遺物」	宮崎市教育委員会 西嶋剛広氏
2月18日（土） 95名	「顔の考古学」	東京大学大学院教授 設楽博己氏
3月4日（土） 32名	「西都原古墳群を歩く」	当館 永友良典・堀田孝博

（2）体験・実験講座

実施日	講座名	人数
6月4日（土）	古代の塙づくり	20名
9月3日（土）	ミニ隼人塙をつくろう	台風接近のため中止
10月15日（土）	藍で染めよう	15名
12月17日（土）	壺を野焼きでつくろう①	11名
1月21日（土）	古代食を食べよう	13名
2月3日（金）	壺を野焼きでつくろう②	6名

（3）その他の講座

「考古学って楽しい！」（小・中学生対
象、7月30日）「授業に活かせる考古学」
(教員対象、7月26日)を実施した。小・
中学生13名、教員2名の参加者があった。

（田中・永友）

（4）古代生活体験館 体験講座

①設立・運営の趣旨

古代生活体験館は、西都原考古博物館に先
行して1997（平成9）年に設置された。古
代人の生活を一部なりとも実体験することを
とおして、「自然との共存」「古代人の知恵と
工夫」を学ぶとともに、「文化財を大切にす
る心情や態度」を培うことを目的としている。

②講座の内容

粘土を用いた土器・埴輪・土鈴・土面づくり
、滑石を加工する勾玉づくり、アンギン編

みによるコースターづくり、弓錐式の火起こし、ガラスを熱して加工する蜻蛉玉づくりなどの体験講座がある。

③利用状況

2016（平成28）年度は、年間15,831名が体験館を訪れ、それらのうち11,843名が体験活動を行った。

（谷口）

4 考古博物館少年団

小学生23名、中学生2名、高校生1名の計27名が、年間を通して古代生活体験を中心とした活動を行った。活動内容は以下のとおり。

実施日	活動内容
6月12日(日)	結団式／博物館内見学
7月30日(土)	楽器づくり（土笛・竹笛）
8月21日(日)	屋根の解体作業／布の染色（茜）
9月4日(日)	石包丁作り ※台風接近のため中止
10月30日(日)	西都古墳祭り準備（勾玉製作練習）
11月6日(日)	西都古墳祭り参加（勾玉製作指導）
12月17日(土)	土器づくり（成形）
1月21日(土)	古代食づくり
2月4日(土)	土器づくり（野焼き）
3月4日(土)	1年の振り返り／解団式



土器づくりの様子

（田中）

5 博物館実習・職場体験・インターンシップ

（1）学芸員課程博物館実習

学芸員課程を履修している大学生を対象に、希望に応じて実習を受け入れている。

本年度は1名の申し込みがあり、館内諸業務の体験実習、資料取扱の講習・実演、展示作業補助、展示会用掲示物の作成などの実習を行った。

期 間：9月1日（木）～9月8日（木）

6日間

実習生：茨城大学人文学部1名

（2）職場体験・インターンシップ

実施期間	学校名・学年	人数
7月5日(火)	西都市立三納小中学校 2年	2名
7月5日(火)～7月8日(金)	西都市立妻中学校 2年	2名
7月12日(火)～7月15日(金)	県立西都商業高等学校 2年	2名
12月6日(火)～12月8日(木)	県立妻高等学校 1年	3名

（永友）

6 考古博物館資料整備事業

当館では、収蔵資料である「鉄製品」「古人骨」「その他考古資料（土器・石器等）」の整理、修復、保存処理、データベース登録を行っている。

また、当館では、収蔵庫の燻蒸を行わずにカビや害虫等の発生を防ぐIPMの考え方に基づいた資料管理を実施している。そのため、温湿度管理、ゴミ・ホコリ等の除去、空気を滞留させないなど収蔵環境を常にチェックしている。

（1）鉄製品

古墳時代を中心とした鉄製品は当館収蔵の柱の一つである。当館では、収蔵資料の保存処理、データベース登録を継続的に行っている。

2016（平成28）年度に国庫補助を受けて保存処理を行ったのは、以下の出土資料計

110点である。

○西都原111号墳出土の挂甲（小札）30点。

○西都原265号墳出土の鉄鏃75点。

○延岡市林遺跡出土の鉄刀1点。

○都城市下川東牧ノ原地下式横穴墓群出土の鉄劍1点。

○西都原古墳群出土の鉄鏃1点。

○えびの市灰塚地下式横穴墓群出土の鉄鏃1点。

○小林市大萩地下式横穴墓群出土の鉄鏃1点。

年に引き続き、当館の収蔵する西都原古墳群出土土器資料の復元作業（接合・石膏入れ・色塗り）も実施した。このほか、展示資料の修復（接合部のはずれ等）及び展示資料の復元についても随時行った。

また、土器・石器の収蔵棚整理と資料のデータベース化を目的として、収蔵資料の再チェックとコンテナ内資料の整理を実施した。

（沖野）

7 世界遺産調査研究事業

（1）地中探査

地中探査は、発掘調査を行わず、非破壊的手法により地下の情報を得ることができるものである。西都原古墳群では、削平された古墳の痕跡や数多くの地下式横穴墓が確認されており、それらを含めた全体像は未だ明らかでない。古墳の墳丘上や周囲に陥没が認められるものは50か所以上におよび、そのほとんどは未調査の状態である。そのため、地下に隠れた遺構を正確に把握するために地中探査を実施し、地下の状況を明らかにすることは急務である。

2014（平成26）年度にまで実施した事業により、西都原古墳群の中心部の探査はほぼ終了した。

本地中探査は、世界文化遺産調査研究事業の一環として古墳群の全体像の解明と保存整備を目指すもので、2015（同27）年度から3か年で実施する事業である。地中探査対象地は中間台地上に立地する堂ヶ嶋支群である。本年度に終了した探査面積は、合計20,646m²であり、昨年度と合わせて34,468m²が終了した。これに伴い、2017年1月30日から2月4日にかけて、米国よりDean Goodman氏を招聘し、堂ヶ嶋支群の地中探査を共同で行うとともに、探査解析の検討もおこなった。

他機関から依頼を受けての探査調査は、次

のとおりである。

○延岡城石垣 8月2～5日（延岡市教育委員会からの依頼）

○塚原遺跡J3区（古墳） 8月9日（宮崎県埋蔵文化財センターからの依頼）

○板木横穴墓 1月19～20日（高千穂町教育委員会からの依頼）

（沖野）

（2）古代歴史文化に関する共同調査研究

本研究は、古墳時代の玉を素材とし、古代歴史文化にゆかりの深い14県が互いに連携して、これまでに各県が集積してきた考古学及び古代史の研究成果を基礎に、更に共同調査研究することによって、個々の地域的な研究だけでは見えにくかった日本の大きな古代史の流れを解明することをねらいとする。14県の構成は、埼玉県／石川県／福井県／三重県／兵庫県／奈良県／和歌山県／鳥取県／島根県／岡山県／広島県／福岡県／佐賀県／宮崎県であり、事務局として古代歴史文化協議会を設けている。2015～2017（平成27～29）年度に共同調査研究の中間報告として毎年度の講演会を開催し、2018（平成30）年度に展覧会を開催する等、全国に向けて成果発信を行う予定である。

2016（同28）年度は、昨年度に引き続き、関連資料の図化や文献収集等を継続して進めた。その成果について、研究集会（7月27～29日：石川県、2月1～3日：埼玉県）や第2回古代歴史文化協議会講演会「玉から古代日韓交流を探る」（12月10日：よみうり大手町ホール（東京都））において報告した。とくに講演会では、宮崎県出土の外来系玉類の紹介ならびに串間市の銭龜塚出土の雁木玉について日韓の事例を交えて紹介した。このほか、協議会の広報用ホームページにおいて、宮崎県の古墳時代の玉出土遺跡の概要やデータベースを公開した。

（藤木）

8 鮮れ！古代ロマン復元住居再生事業

1966（昭和41）年から開始された「史跡等環境整備計画（風土記の丘整備事業）」によって設置された古代復元住居は、西都原の景観の一部として定着している。しかし、設置から半世紀近い歳月が経過し、茅葺き屋根の劣化が著しく、見学者への公開ができない状況となっていたことから、専門業者に委託するのではなく、広く県民参加型のイベントとして古代復元住居を改修することで、県民の文化に触れる機会を提供し、地域の文化と技術の継承を図ることを目的とした。西都市銀鏡地区の技術継承者の方々の協力を得て、平成27年度からの2か年で実施した。

2016（平成28）年度は、前年度に確保した改修資材を用いて茅葺き屋根の葺き替えを行った。2月までに完了し、3月に落成式を行った。

平成28年度活動実績

回	活動	日時
1	説明会／竹の伐採	7月17日（日）
2	屋根の解体作業	8月21日（日）
3	屋根の骨組み作業	8月27日（土）
4	屋根の骨組み作業	8月28日（日）
5	屋根の葺き替え作業	9月10日（土）
6	屋根の葺き替え作業	9月11日（日）
7	落成式	3月11日（土）



茅葺き屋根の葺き替え作業

（田中）

9 西都原古墳群調査整備活性化事業

本事業は、西都原古墳群における発掘調査・保存整備が果たした学術的・文化的・社会的役割を踏まえつつ、古墳群を保存・継承していくうとする機運の醸成、歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりなど地域の活性化を促進するもので、2014（平成26）年度に着手した。

2016（同28）年度は、265号墳の発掘調査を継続し、前方部における墳丘規模や構造、二重目の周堀の規模や形状等の確認を行うとともに、1917（大正6）年の発掘調査における前方部調査坑の再発掘を実施した。

調査の結果、二重目の周堀が主として墳丘北側に巡ることが明らかとなったほか、前方部の墳丘から墳裾にかけて設定した各トレンチおよび右くびれ部に設定したトレンチにおいて葺石が残存することを確認した。前方部大正調査坑からは大正調査の終了時に埋設された碑石が出土し、2015（同27）年度に後円部大正調査坑から出土した碑石とあわせ計2点となった。

また、2000（同12）年度～2001（同13）年度に一部の葺石を露出した形での整備を実施していた171号墳について、保存に軸足を移した再整備として、盛土・芝張り及び周堀の砂利敷きを実施した。

なお、これらの概要については、『発掘調査・保存整備概要報告書（XIX）』としてまとめた（2017年3月31日発行）。

その他に、陵墓参考地（男狭穂塚・女狭穂塚）の周辺における確認調査も継続して実施した。女狭穂塚と171号墳の間にトレンチを設定し精査を行った結果、女狭穂塚の第2周堀（外堀）と171号墳の周堀が接続する部分を検出した。

（堀田）

10 特別史跡西都原古墳群保存整備事業

整備が完了している見学施設等の維持管理（酒元ノ上横穴墓群遺構保存覆屋の屋根緑化）や墳丘及びその周辺の除草管理等を行うもので

ある。

古墳等の維持管理は、西都市、県土整備部と連携しながら実施している。古墳の墳丘部分は県教育委員会（但し、国有地は除く）、古墳間の平地は一部を除いて県土整備部が担当している。

このうち除草管理業務は、一般財団法人みやざき公園協会に委託して実施した。

（堀田）

11 博物館運営支援業務（NPO法人 iさいと）

（1）概要

『特定非営利活動法人 iさいと』は平成21年度から8年間にわたって、運営支援業務に携わってきた。西都原ボランティア協議会の事務局として、ボランティアガイドのコーディネートや研修・講座の企画実施や協議会の事務局運営を行った。また博物館友の会の事務局として会員募集や企画実施を行った。団体受入れに関する業務や古代生活体験館の体験活動における各種運営補助等の業務を行う事により博物館の活動・運営支援に関して多岐にわたる活動を行ってきた。これらは、開館当初からの「博物館（県）」、「ボランティア（西都原ボランティア協議会）」、そして「NPO（iさいと）」の三者が協働して博物館の活動や運営にあたるというコンセプトに基づいたものである。

西都原古墳群は「フィールドミュージアム」という位置付けがあり、古墳群と当博物館とは密接な関わりがある。昨年度より取り組んでいる博物館のボランティアと古墳群のボランティアの交流会を実施し、古墳群と博物館を案内するボランティアで、情報の共有化を図り、その情報の共通性を高めた。

また、ボランティアの研修は、定期研修（展示解説研修、講座、講演会等）のほかに館外研修として、世界文化遺産推薦書をユネスコに提出している「神宿る島 宗像・沖ノ島と関連遺産群」を視察した。西都原古墳群

をはじめとする南九州の古墳群は世界文化遺産へ登録を目指しており、先進地の視察を行って世界文化遺産登録への意識付けを行った。



館外研修の様子

運営支援の一環として、ミュージアムコンサートやミュージアムショップを活用した小規模ワークショップ、各種作品の展示販売会などを開催した。

(2) 運営業務の内容及び成果

① コーディネート業務

運営支援業務の企画作成及び運営

常勤スタッフ2名、非常勤スタッフ4名を配置して対応し随時運営支援業務を行った。

ボランティアガイドの研修計画や体験館プログラムの作成等の運営支援を行うにあたって、博物館学芸員と緊密に連絡をとりながら行い当該の支援事業を行った。また、西都原ボランティア協議会事務局の運営に関しては、常勤スタッフ1名（状況に応じて増員）が、協議会の世話役会等に参加して、協議会の活動方針作成や会計業務等の支援を行った。

ボランティアガイドの募集（随時）と配置

ボランティア募集に関しては、募集チラシを作成し館内に掲示するとともに、館内外で開催される各種の講演会や講座で案内した。

また、当法人や協力団体の主催する各種公共施設やその他の施設で開催される講座等でのチラシを配布した。各種会合（西都原連絡会、西都市ネットワーク協議会等）における活動紹介とボランティア募集の案内を行った。

ミュージアムショップにおける活動紹介及びボランティア募集を行った。その他にも、SNSを使っての募集案内やイベント案内と併せてのボランティア募集の案内を行った。特に今年度は、西都市社会福祉協議会が開催した「まちなか福祉まつり」へボランティア協議会と一緒に参加してチラシの配布やボランティアの募集を行った。

ボランティアの配置については、各ボランティアの月間活動予定の集約を行った上で、予約状況に応じて日毎の配置を行ってきた。予約に対してボランティアの不足があった場合には、事務局が個別にボランティアに打診したうえでその配置を行った。事務局スタッフも緊急の場合には案内ができるようボランティア同様に研修等に参加した。

ボランティアガイド養成研修

展示解説講座：4回

ボランティアガイド交流会：2回

体験館補助スタッフ交流会：3回

館外研修：1回（宗像）

研修・講座は、各展示会の解説に関わる研修をはじめとして、計14回の研修を実施した。また、例年では2回開催する館外研修を、4月14日・16日に発生した「熊本地震」の影響を考慮し、6月開催予定をしていた日帰り研修を取りやめ、2月に「神宿る島 宗像・沖ノ島と関連遺産群」の1泊研修を開催した。

事務局運営

常勤スタッフが西都原ボランティア協議会の世話役会等に出席し、会の活動方針や会計等の事務局運営を行った。また、協議会が独自で行う企画や活動にも参加しその運営支援を行った。

運営支援を行うためのボランティアガイド研修計画ならびに体験館プログラム作成等に関しては、博物館学芸員と情報の共有と緊密な連携のもとで連絡調整を行いながら作成し運営を行った。

② 博物館友の会会員募集及び企画作成

西都原考古博物館友の会会員募集

友の会会員募集については、まず募集チラシを作成し、館内外の施設での設置や、開催される講演や講座会場での掲示と案内を行った。また、年4回発行している「友の会ニュース」は、博物館職員から寄稿してもらい内容を充実させている。

西都原考古博物館友の会事業

会員特典としてミュージアムショップでの割引販売を引き続き実施した。会員に好評の「友の会ニュースレター」を今年度も作成（年4回）し、研修・講座の案内とともに送付した。

オリジナル年間スケジュール帳の作成と配布

「オリジナル年間スケジュール帳」を作成して配布した。これは、友の会会員だけでなく、ボランティアガイド及び博物館職員、関係者にも配布した。

西都原考古博物館友の会会員研修会の参加

友の会会員特典の一つとして、従来はボランティアだけを対象としていた展示解説研修の枠を広げて、友の会会員への参加案内を引き続き行った。

③ 団体受付及び団体受入れ計画案の作成

博物館のホームページがリニューアルされたことにより、事前に電話等での申し込みをされずに利用申込書が送付される場合が多く

2016(平成28)年度 団体予約件数年度合計 2016(平成28)年4月1日～2017(平成29)3月31日

年度合計	団体予約件数	予約人数	博物館見学 予約件数	古墳群見学 予約件数	体験館 予約件数
	418	14,579	311	189	121

学校関係						社会教育 関係	観光関係	福祉関係	官公庁 関係	その他
小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	専修学校 大学	PTA その他					
104	13	17	2	6	20	30	140	43	20	23

なった。そのため、電話等での申込みや利用申込書を受け取った後に、内容を確認し受付確認書を発行するか電話連絡等を行うことで受付とした。

内容を確認した後に、ボランティアから提出された月間活動希望シートに基づき作成した活動予定カレンダーを参考に担当ボランティアの配置を行った。ボランティア不足等が発生した場合には事務局が個々のボランティアと連絡を取り調整した。場合によっては申込者の意向で博物館学芸員にガイドを依頼する場合もあり、学芸普及担当と協議を行い決定した。この結果については団体予約予定表にまとめて毎週の定例会で発表し、博物館と情報を共有し、必要に応じて協議を行ってきた。また、事務室のホワイトボードにも予約状況を記入し、確認できるようにしている。

④ 講座体験活動の運営補助、材料発注及び購入

講座体験活動の運営補助として、古代生活体験館指導員の補助活動と、講座体験活動に必要な材料確保を行った。体験館における日常の業務として、毎日の売上を集計し、月末時においては材料の在庫数量を確認した。また、体験館指導員、古代生活体験館担当職員と協議して材料の発注・購入や団体受入れを行った。

（いさいと 小野）

12 刊行物

(1) 図録 特別展『化内の辺境 隼人と蝦夷』

2016 (平成28) 年7月16日刊行

A5版50頁

「化内」とは、律令国家の統治範囲内を指し、その対義として「化外」が存在する。

「化内の辺境」とは、その統治範囲内にありながら中央から遠く離れ、時として化外との扱いを受けた地域を指す。「隼人」と「蝦夷」は、東アジア情勢が緊迫する中、完成された国家であることを対外的にアピールする必要に迫られた律令国家が、政治的な意図をもって創出した「異民族」であった。

本書では、辺境が創出される過程とその後の展開、列島の南北端で行われた辺境政策の差を考古資料から見つめ、「隼人」そして九州地方の「蝦夷」と東北地方に関わる資料を紹介している。

(2) 図録 国際交流展『馬韓・百済と南九州』

2016 (平成28) 年10月8日刊行

A5版61頁

2014 (同26) 年11月に当館と学術文化交流協定を締結した韓国国立羅州博物館の協力を得て開催した展示会の図録である。

韓国南西部に位置する崇山江の流域は、三国時代（3世紀後半～7世紀中頃）の前段階にあたる原三国時代（紀元前1世紀頃～3世紀前半頃まで）には馬韓の中心地であったと考えられており、三国時代には百済の領域に含まれながらも、独自性を長く維持した地域として知られている。

本書では、韓国南西部の古墳から出土した副葬品を中心に、南九州との関係を窺わせる資料等を取り上げ、両地域における活発な交流の実態について紹介している。

(3) 『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』

第13号

2017 (平成29) 年3月24日刊行

A4版64頁

当館の職員および共同研究者による研究成果の周知を目的として刊行。論考等3本、資料紹介2本、地中探査、博物館実習、考古博体験・実験講座等成果報告3本を所収した。

以下の刊行物については、当館で執筆・編集を行った。

(4) 『特別史跡 西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書（XIX）』

2017 (平成29) 年3月

宮崎県教育委員会刊行 A4版8頁

宮崎県教育委員会が文化庁の補助を受け、2014 (同26) 年度から着手した事業の中で実施した西都原265号墳の発掘調査及び西都原171号墳の保存整備についての概要報告書である。

(5) 『もっと知りたい宮崎の古代 考古学が誘う ふるさとの歴史』

2017 (平成29) 年3月 (有)鉱脈社 刊行

A5版116頁 定価1000円

より多くの県民の方々に故郷の歴史や考古学について知っていただくため、一般向けの読み物として執筆編集した。これは、2015年度下半期に当館学芸員が出演した、MRT宮崎放送のラジオ番組内コーナー「歴史ロマンを求めて 考古学の旅」の放送原稿をベースとして、西都原古墳群を訪れた家族4人と学芸員の対話の形で構成した。神話と考古学の関係、旧石器時代から古代までの故郷の歩み、博物館の役割など、分かりやすい文章と多くの写真や図によって解説している。

13 各職員の研究・活動等記録

東 憲章 (考古学)

1 講演・学会発表等

- ①「宮崎県立西都原考古博物館における文化資産の保護、活用と教育」考古文化資産教育と実践ワークショップ 於：台湾新北市立十三行博物館 2016 (平成28) 年4月22日
- ②「特別史跡西都原古墳群の保存と活用」第8回国際考古遺産教育ワークショップ 於：韓国全谷先史博物館 2016 (平成28) 年5月4日
- ③「宮崎県立西都原考古博物館のユニバーサルデザイン 施設と情報のバリアフリー」博物館無障礙知能培力ワークショップ 於：台湾新北市立十三行博物館 2016 (平成28) 年9月23日
- ④「交差する歴史と神話 考古学からみた日向神話」第7回全国教育関係神職協議会九州地区研修会 於：宮崎県立西都原考古博物館 2017 (平成29) 年2月28日

2 著書・論文等

- ①「宮崎県立西都原考古博物館における文化資産の保護、活用と教育」『考古文化資産 教育及實務工作坊』台湾新北市立十三行博物館 2016 (平成28) 年4月22日
- ②「特別史跡西都原古墳群の保存と活用 (Preservation and Utilization of Saitobaru Old Tomb Group designated as a Special Historic Site) 」『Site Museum and Heritage Education for Preservation of the Archaeological Site』The 8th International Workshop of Heritage Education and Site Preservation For Commemorating the 24th Jeongokri Paleolithic Festival 韓国 東アジア考古学研究所 2016 (平成28) 年5月4日
- ③「特別史跡西都原古墳群の保存と活用」『月刊考古学ジャーナル』No.684 ニューサイエンス社 2016 (平成28) 年6月
- ④（共著）平成28年度特別展図録『化内の辺境 隼人と蝦夷』宮崎県立西都原考古博物館 2016 (平成28) 年7月16日
- ⑤「宮崎県立西都原考古博物館の通用設計 以施設設和資訊的無障礙為目標（宮崎県立西都原考古博物館のユニバーサルデザイン 施設と情報のバリアフリー）」『博物館無障礙知能培力工作坊：英國和日本軌跡』2016博物館文化平權向前行系列 台湾新北市立十三行博物館 2016(平成28)年9月23日
- ⑥（共著）『もっと知りたい宮崎の古代 考古学が誘う ふるさとの歴史』(有)鉱脈社 2017 (平成29) 年3月
- ⑦「近世城郭の石垣に対する地中レーダー探査～延岡市延岡城跡～」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第13号 2017 (平成29) 年3月

3 その他

- ①宮崎考古学会会員
- ②九州前方後円墳研究会会員

田中 敏雄 (教育普及)

2 著書・論文等

- ①（共著）『もっと知りたい宮崎の古代 考古学が誘う ふるさとの歴史』(有)鉱脈社 2017 (平成29) 年3月
- ②「体験・実験講座成果報告－「古代の塩づくり」の実践－」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要第13号』2017 (平成28) 年3月

堀田 孝博 (考古学)

2 著書・論文等

- ① (共著) 平成28年度特別展図録『化内の辺境 隼人と蝦夷』宮崎県立西都原考古博物館 2016 (平成28) 年7月16日
- ② 『馬韓・百濟と南九州』平成28年度国際交流展図録 2016 (平成28) 年10月
- ③ 「日向飫肥藩における薩摩焼の流通とその背景」『中近世陶磁器の考古学』第5巻 雄山閣 2017 (平成29) 年3月
- ④ (共著) 『もっと知りたい宮崎の古代 考古学が誘う ふるさとの歴史』(有)鉱脈社 2017 (平成29) 年3月
- ⑤ 「西米良村教育委員会所蔵の西南戦争関連資料」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第13号 2017 (平成29) 年3月
- ⑥ 『特別史跡 西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書 (XIX)』宮崎県教育委員会 2017 (平成29) 年3月
- ⑦ (共著) 「昭和47年度庵川窯跡発掘調査概要報告」『門川町文化財総覧』2017 (平成29) 年3月

3 その他

- ① 宮崎考古学会会員
- ② 鹿児島陶磁器研究会会員
- ③ 九州前方後円墳研究会会員
- ④ 市内遺跡発掘調査事業に伴う整理作業指導 2017 (平成29) 年3月27日 延岡市教育委員会

藤木 聰 (考古学)

1 講演・学会発表等

- ① 「宮崎県の外来系玉類と東アジアにおける雁木玉」『玉から古代日韓交流を探る』第2回古代歴史文化協議会講演会 於: よみうり大手町ホール 2016 (平成28) 年12月10日

2 著書・論文等

- ① 「九州北部出土「旧石器」の検討－鉄石英・チャートに注目して－」『九州旧石器』第20号、九州旧石器文化研究会 2016 (平成28) 年10月
- ② 「草戸千軒町遺跡出土の火打石」『研究紀要』第19号、広島県立歴史博物館 2017 (平成29) 年3月
- ③ (共著) 『もっと知りたい宮崎の古代 考古学が誘う ふるさとの歴史』(有)鉱脈社 2017 (平成29) 年3月
- ④ 「弥生時代の九州東南部における磨製短剣・石戈」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第13号 2017 (平成29) 年3月
- ⑤ 「九州の剥片尖頭器」『東アジアと列島西端の旧石器文化－朝鮮半島・九州・南西諸島の対比から－』科研費報告 2017 (平成29) 年3月

3 その他

- ① 宮崎考古学会会員

谷口 晴子 (考古学)

1 講演・学会発表等

- ① 「庵川窯跡について」「生涯学習講座『かどがわ文化財知つとく塾』」於: 門川町立中央公民館

2016 (平成28) 年8月25日

2 著書・論文等

- ① 「宮崎県内出土漆関連資料集成」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第13号 2017 (平成29) 年3月
- ② (共著) 『もっと知りたい宮崎の古代 考古学が誘う ふるさとの歴史』(有)鉱脈社 2017 (平成29) 年3月
- ③ (共著) 「昭和47年度庵川窯跡発掘調査概要報告」『門川町文化財総覧』2017 (平成29) 年3月

3 その他

- ① 宮崎考古学会会員
- ② あまけんチームA

永友 良典 (考古学)

1 講演・学会発表等

- ① 「地震に起因する災害対策～収蔵資料をいかに守り、どう地域に活かすか～」平成28年度埋蔵文化財担当専門職員研修会 於: 宮崎県埋蔵文化財センター本館 2017 (平成29) 年1月27日

2 著書・論文等

- ① 「西都原考古博物館における博物館実習の現状と課題」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第13号 宮崎県立西都原考古博物館 2017 (平成29) 年3月
- ② (共著) 『もっと知りたい宮崎の古代 考古学が誘う ふるさとの歴史』(有)鉱脈社 2017 (平成29) 年3月
- ③ 「地域総合調査「宮崎県の旧石器時代」を終えて～成果を旧石器時代常設展示に活かす～」『宮崎県総合博物館総合調査報告書 県南地域調査報告書』宮崎県総合博物館 2016 (平成28) 年7月

3 その他

- ① 宮崎考古学会会員
- ② 駿台史学会会員
- ③ 文化財写真技術研究会会員

沖野 誠 (考古学)

2 著書・論文等

- ① (共著・編集) 平成28年度特別展図録『化内の辺境 隼人と蝦夷』宮崎県立西都原考古博物館 2016 (平成28) 年7月16日
- ② 「宮崎県都城市所在築池遺跡出土の蛇行剣 (1)」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第13号 2017 (平成29) 年3月
- ③ (共著) 『もっと知りたい宮崎の古代 考古学が誘う ふるさとの歴史』(有)鉱脈社 2017 (平成29) 年3月

3 その他

- ① 宮崎考古学会会員
- ② 日本考古学协会会员

V 関係法規等、その他

1 条例、規則等

県立西都原考古博物館条例

(平成15年9月26日 条例第42号)

最終改正 平成16年3月26日条例第26号

(設置)

第1条 特別史跡西都原古墳群の保存及び活用を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）を設置する。

(構成)

第2条 西都原考古博物館は、次の表の左欄に掲げる施設をもって構成し、その位置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
考古博物館	西都市大字三宅字西都原西5670番
西都原古代生活体験館	同

(事業)

第3条 西都原考古博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関する事業
- (2) 博物館資料に関する展覧会、講習会、研究会等の開催に関する事業
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関する事業
- (4) 古代の生活様式、技術等の体験に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、西都原考古博物館の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 西都原考古博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第5条 西都原考古博物館の施設又は設備を利用しようとする者は、別に条例で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の表に規定する考古博物館に係る第1条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成16年4月16日までの間においては、同条中「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項」とあるのは、「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条」とする。

附則（平成16年3月26日 条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

県立西都原考古博物館管理規則

(平成15年10月31日 教育委員会規則第15号)

最終改正 平成23年7月21日 教育委員会規則第6号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、県立西都原考古博物館条例（平成15年宮崎県条例第42号）第6条の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 所掌事務及び職制

(所掌事務)

第2条 西都原考古博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の人事、給与及び服務に関する事務。
- (2) 予算の執行及び決算に関する事務。
- (3) 文書の収受、発送及び保存に関する事務。
- (4) 公印の管守に関する事務。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する事務。

- (6) 宮崎県博物館協議会に関する事務（西都原考古博物館の運営に関する事務に限る。ただし、委員の任免を除く。）。
- (7) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、整理、保管、修理及び展示に関する事務。
- (8) 博物館資料に関する標本、模写、模型、写真、文献、図表、フィルム等の作成に関する事務。
- (9) 博物館資料の利用及び展示品の解説並びにその指導に関する事務。
- (10) 展覧会、講習会、体験講座及び研究会等を主催し、並びにその開催を援助すること。
- (11) 博物館資料の専門的、技術的な調査研究に関する事務。
- (12) 西都原古墳群の専門的な調査研究及び整備に関する事務。
- (13) 他の博物館、学校その他の関係機関との協力及び情報交換に関する事務。
- (14) 博物館資料の寄贈及び寄託に関する事務。
- (15) その他西都原考古博物館の管理運営に関する事務。

(職及び職務)

第3条 西都原考古博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
館 長	館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副 館 長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。
学 芸 員	上司の命を受けて、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他専門的事項を処理する。
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主 事	上司の命を受けて、事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。
技 師	上司の命を受けて、技術に従事する。

2 前項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
参 事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副 参 事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
主 幹	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副 主 幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
主 査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。

3 第1項に規定する館長の職は、非常勤とができる。

(その他の職)

第4条 前条に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、その他の職員の職として、技術員を置く。

2 技術員は、上司の命を受けて、技能又は労務に従事する。

第5条 削除

第3章 開館等

(開館時間等)

第6条 西都原考古博物館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 ホールの開館時間は、前項の規定にかかわらず、午前10時から午後5時までとする。

3 展示室の入室時間は、午前10時から午後5時30分までとする。

4 館長は、必要と認めるときは、臨時に前3項の開館時間又は入室時間を変更することが出来る。

(休館日)

第7条 西都原考古博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるとき

を除く。)

- (2) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。）
- (3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- (4) 特別整理期間（あらかじめ、館長が定めて公示する期間）

2 館長は、必要があると認めるときは、臨時に前項各号に掲げる休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

（入館制限等）

第8条 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他入館しようとする者が次に掲げる行為をするおそれがあると認められるときは、入館を制限し、又は拒絶することができる。

- (1) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱す行為
- (2) めいてい等により公衆に迷惑をかける行為

2 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる行為をしないこと。
- (2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる行為をしないこと。
- (3) 許可なく展示品に触れたり、写真撮影、模写等をしないこと。
- (4) 指定する場所以外において喫煙又は飲食をしないこと。

(5) その他関係条例、規則及び西都原考古博物館の係員の指示に従うこと。

3 館長は、入館者が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

第4章 施設の使用

（使用許可）

第9条 次の表の左欄に掲げる施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、同表の右欄に掲げる提出期限までに施設等使用許可申請書（別記様式第1号）を館長に提出して、使用許可を受けなければならない。ただし、館長が必要と認めるときは、提出期限を変更することができる。

施 設 等	提 出 期 限
ホール及びホール設備	使用日の2日前の日

2 使用許可は、施設等使用許可書（別記様式第2号）により行うものとする。

3 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他使用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可しないものとする。

- (1) 施設等使用許可申請書の内容に偽りがあるとき。
- (2) 営利を主たる目的とするとき。
- (3) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) 集団的又は常習的暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

4 館長は、必要があるときは、使用許可に条件を付けることができる。

（変更の許可）

第10条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、施設等使用変更許可申請書（別記様式第3号）を館長に提出して、使用変更許可を受けなければならない。

2 使用変更許可は、施設等使用変更許可書（別記様式第4号）により行うものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による使用変更許可について準用する。

（使用者の遵守事項）

第11条 使用者は、第8条第2項各号に掲げるものほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された使用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 施設等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

（使用後の検査）

第12条 使用者は、使用を終了したときは、自己の負担において直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定により施設等を原状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第13条 館長は、使用者が第9条第3項の各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第11条の規定に違反すると認めたときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による使用許可の取消し又は使用中止の場合に準用する。

3 第1項の規定による使用許可の取消し又は使用中止によって使用者に損害が生じても、県は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

第5章 使用料の還付等

（使用許可の取消しの申出）

第14条 使用者は、使用許可の取消しの申出をするときは、施設等使用許可取消申出書（別記様式第5号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の施設等使用許可取消申出書の提出があったときは、当該許可を取消し、その旨を申出者に通知するもの

とする。

（使用料の還付）

第15条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）別表第1に定める西都原考古博物館使用料に係る使用料条例第5条第3号に規定する使用前とは、使用日の前日以前とする。

- 2 使用料条例第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。
- 3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第6号）を館長に提出しなければならない。

第6章 博物館資料の利用

（博物館資料の館内利用）

第16条 図書資料は、館内の所定の場所において利用することができる。

- 2 博物館資料（図書資料を除く。）を学術の研究のため特に利用しようとする者は、博物館資料館内利用承認申請書（別記様式第7号）を館長に提出しなければならない。
- 3 館長は、前項の博物館資料館内利用を承認したときは、申請者に博物館資料館内利用承認書（別記様式第8号）を交付するものとする。

（図書資料の複写）

第17条 図書資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づき、利用者の調査研究の用に供するため、公表された著作物の一部分について行うものとする。

- 2 図書資料の複写を依頼しようとする者は、図書資料複写申込書（別記様式第9号）を館長に提出しなければならない。
- 3 次に掲げる図書資料は複写しないものとする。

（1）技術的に複写が困難な図書資料

（2）複写することによって損傷のおそれのある図書資料

（3）前2号に掲げるもののほか、館長が複写することを不適当と認めた図書資料

- 4 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

17条の2 前条の規定により、図書資料の複写を依頼しようとする者は、当該図書資料の複写に要する費用を負担しなければならない。

- 2 前項の図書資料の複写に要する経費は、次の表に定める額とし、同費用は前納しなければならない。

区 分	単 位	金 額
電子複写（単色のもの）	複写1面につき	10円

（博物館資料の館外利用）

第18条 博物館資料の館外貸出しを受けようとする者は、博物館資料館外貸出承認申請書（別記様式第10号）を館長に提出しなければならない。

2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。

- (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣又は都道府県教育委員会が指定した博物館に相当する施設
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (3) 市町村立の歴史民俗資料館等で県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定めるもの
- (4) その他教育長が適当と認めるもの

3 第1項の館外貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

4 館長は、館外貸出しを決定したときは、申請者に博物館資料館外貸出承認書（別記様式第11号）を交付するものとする。

5 館長は、西都原考古博物館の都合により必要と認めるときは、前項に規定する館外貸出しの期間中であっても、博物館資料の返還を求めることができる。

（弁償）

第19条 入館者、使用者又は利用者（第16条から前条までに規定する博物館資料の利用を受ける者をいう。）が、博物館資料、設備若しくは備品を亡失し、破損し、又は汚損したときは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

第7章 寄贈及び寄託

（博物館資料の寄贈及び寄託）

第20条 博物館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、博物館資料寄贈寄託申込書（別記様式第12号）を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の寄贈又は寄託の引受けを決定したときは、寄贈者又は寄託者に博物館資料寄贈寄託受領書（別記様式第13号）を交付するものとする。

3 寄託を受けた博物館資料は、西都原考古博物館所蔵の資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、天災その他不可抗力によって生ずる損害については、賠償の責めを負わないものとする。

- 4 寄託を受けた博物館資料は、寄託者の申請又は西都原考古博物館の都合により返却することができる。

第8章 雜則

（博物館資料の選定及び評価）

第21条 博物館資料の選定及び評価をするに当たっては、埋蔵文化財価格評価員に関する規程（昭和44年3月15日文化庁

長官裁定)に準じ、原則として学識経験者の意見を徴するものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第6条第1項、第2項及び第3項の規定は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第5項の規定については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「前4項」とあるのは「前項」とし、「入室時間」とあるのは「入館時間」とする。

3 第7条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「西都原考古博物館」とあるのは「西都原古代生活体験館」とする。

附則 (平成23年7月21日 教育委員会規則第6号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

県立西都原考古博物館 施設利用取扱要綱

(平成17年12月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立西都原考古博物館管理規則(平成16年宮崎県教育委員会規則 第15号、以下「規則」という。)第22条の規定により県立西都原考古博物館(以下「博物館」という。)の取り扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において施設利用とは、規則第4章に規定する施設以外の利用をいう。

(施設利用承認)

第3条 館長は、次に掲げるものに、必要な条件を付して施設利用を承認するものとする。

(1) 教育、学術又は文化に関する事業の用に供することを目的とする国地方公共団体及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条に規定する教育機関

(2) その他館長が特に必要があると認めるもの

2 施設を利用しようとするものは、「施設利用承認申請書」(様式第1号)に利用計画書を添付し利用期日の10日前までに提出しなければならない。

3 施設の利用承認は、「施設利用承認書」(様式第2号)を交付し、「施設利用受付台帳」(様式第3号)に記録する。

(利用時間)

第4条 利用時間は、原則として午前10時00分から午後5時30分とする。但し休館日は除く。

(利用の制限)

第5条 館長は、承認を行なうにあたり、次の各号の1に該当しないと認める場合に承認するものとする。

(1) 申請書の内容に偽りがあると認められるもの

(2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるもの

(3) 火気の使用(但し、館長の許可を受けた場合を除く)及び営利活動に該当すると認められるもの

(4) その他利用が適当でないと認められるもの

(利用者の遵守事項)

第6条 利用を承認されたものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 承認された利用の目的又は条件に違反しないこと

(2) 施設を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと

2 前項の規程に反する行為があるものについては利用を取り消し、又は中止させることができる。

3 取り消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償責任は負わないものとする。また、盗難、事故等についても一切責任は負わない。

(利用の場所)

第7条 利用は、館長が指定した場所で行うものとする。

(利用後の検査)

第8条 利用者は、利用後自己の負担において直ちに現状に回復しなければならない。

2 前項の規程により現状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

(利用に要する費用)

第9条 利用に要する費用は、利用した者が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、館長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年12月1日から適用する。

宮崎県教育関係使用料及び手数料徴収条例

(平成13年3月29日条例第23号)

改正 平成14年3月27日条例第19号

平成15年9月26日条例第42号

平成16年3月26日条例第20号

平成17年3月29日条例第38号

平成17年7月22日条例第62号

平成18年3月29日条例第38号

平成18年10月1日条例第63号

平成19年3月16日条例第26号

平成19年12月26日条例第64号

平成21年3月25日条例第21号

平成22年6月25日条例第33号

平成26年3月26日条例第36号

平成28年3月14日条例第14号

教育関係使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例(昭和25年宮崎県条例第50号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定に基づく使用料及び同法第227条の規定に基づく手数料で宮崎県教育委員会の所管に属するものの徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号)第6条第1項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料金を收受している場合は、この限りではない。

(1) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる高等学校(以下「県立高等学校」という。)及び中等教育学校(以下「県立中等教育学校」という。)授業料及び科目履修料

(2) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる学校(以下「県立学校」という。)県立学校体育施設照明施設使用料

(3) 宮崎県体育館 体育館使用料

(4) 宮崎県ライフル射撃競技場 ライフル射撃競技場使用料

(5) 宮崎県総合博物館 総合博物館観覧料及び総合博物館使用料

(6) 県立西都原考古博物館 西都原考古博物館使用料

(7) 県立美術館 美術館観覧料及び美術館使用料

(8) 宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家 少年自然の家使用料

2 前項各号に掲げる使用料の金額その他その他の徴収に関する事項については、それぞれ別表第1に定めるとおりとする。
一部改正 [平成16年条例20号・17年38号・62号・22年33号・26年36号]

(手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。

(1) 県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に合格した者の入学 高等学校入学料

(2) 県立中等教育学校の前期課程修了者の後期課程への進級 中等教育学校進級手数料

(3) 県立高等学校の通信制の課程に合格した者の入学 通信教育入学料

(4) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる中学校(以下「県立中学校」という。)、県立高等学校若しくは県立中等教育学校の入学者選抜若しくは転学のためにする試験の実施又は県立高等学校の転籍のためにする試験の実施入学者選抜等手数料

(5) 県立学校における在学証明書、成績証明書、卒業証明書又は単位修得証明書の交付 学校諸証明交付手数料

(6) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第6項の規定に基づく免許状の授与、同法第5条の2条第3項の規定に基づく特別支援教育療育(以下「領域」という。)の追加を定め、当該免許状の授与に関する証明又は同法第15条の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付教育職員免許状授与等手数料

(7) 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定(以下「教育職員検定」という。)の実施 教育職員検定手数料

(8) 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく免許状の有効期間の更新、同条第5項の規定に基づく免許状の有効期間の延長、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認、同条第3項第3号の規定に基づく確認、同条第4号の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限の延期若しくは教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項の規定に基づく免許状更新講習の免除認定(以下「免許状の更新等」という。)又は免許状更新等に関する証明 教育職員免許状更新等手数料

(9) 県立美術館において行なう宮崎県美術展への出品 宮崎県美術展出品手数料

- (10) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲の規定に基づく登録証の再交付 銃砲刀剣類登録等手数料
- (11) 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく美術品として価値のある刀剣類の制作の承認の申請に対する審査 美術刀剣類製作承認申請手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

- (1) 高等学校入学料 入学の時
(2) 中等教育学校進級手数料 後期課程進級の時
(3) 通信教育入学料 入学の時
(4) 入学者選抜等手数料 願書提出の時
(5) 宮崎県美術出品手数料 作品搬入の時

3 第1項各号に掲げる手数料の金額その他その徴収に関する事項（前項に定めるものを除く。）については、それぞれ別表第2に定めるとおりとする。

一部改正 [平成16年条例20号・17号38号・18年32号・63号・19年26号・21年21号]

（減免）

第4条 知事は、公益上必要があると認める場合又は特別の事情があると認める場合には、使用料又は手数料を減免することができる。

（不還付の原則）

第5条 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、使用料で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できない場合
(2) 宮崎県教育委員会の都合により使用許可を取り消した場合
(3) 使用前に使用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて宮崎県教育委員会が使用許可を取り消した場合

（罰則）

第6条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（附則）

（施行期日）
1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前に行われた申請等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

4 別表第1の1の項の規定の適用については、平成13年度においては同項中「111,600円」とあるのは「109,200円」と、「30,000円」とあるのは「29,280円」と、「1,500円」となるのは「1,460円」と、「3,350円」とあるのは「3,280円」とし、平成14年度においては同項中「111,600円」とあるのは「110,400円」と、「30,000円」とあるのは「29,760円」と、「1,500円」とあるのは「1,480円」と、「3,350円」とあるのは「3,320円」とする。

（教育関係の公の施設に関する条例の一部改正）

5 教育関係の公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附則（平成14年3月27日条例第19号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成15年9月26日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。（後略）

附則（平成16年3月26日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の8の項の改正規定（「体育馆」の下に「（宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家に限る。）」を加える部分に限る。）交付の日

(2) 第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定、第3条第1項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に1号を加える改正規定、別表第1の8の項を同表の9の項とし、同表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に6の項を加える改正規定及び別表第2中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、同表の9の項中「20円」を「10円」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の8の項の次に9の項を加える改正規定（同表の9の項中「20円」を「10円」に改める部分を除く。）平成16年4月17日

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成16年度においては同項中「115,200円」と

あるのは「112,800円」と、「3,460円」とあるのは「3,390円」と、「1,560円」とあるのは「1,520円」と、「31,200円」とあるのは「30,480円」とし、平成17年度においては同項中「115,200円」とあるのは「114,000円」と、「3,460円」とあるのは「3,420円」と、「1,560円」とあるのは「1,540円」と、「31,200円」とあるのは「30,960円」とする。

附則（平成17年3月29日条例第38号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成17年7月22日条例第62号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月29日条例第32号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成18年10月1日条例第63号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、別表第1の5の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月16日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成19年度においては同項中「118,800円」となるのは「116,400円」と、「3,570円」とあるのは「3,500円」と、「1,620円」とあるのは「1,580円」とし、平成20年度においては同項中「118,800円」とあるのは「117,600円」と、「3,570円」とあるのは「3,540円」と、「1,620円」とあるのは「1,600円」とする。

附則（平成19年12月26日条例第64号）

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成19年12月規則第87号で、同19年12月26日から施行）

附則（平成21年3月25日条例第21号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成22年6月25日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成26年3月26日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の公立高等学校（同条第2項に規定する高等学校をいう。）に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）より一部抜粋

使 用 料	区 分	単 位	金 額	納 期
6 西都原考古博物館	ホール	午前	3,480円	使用許可の時
		午後	6,960円	
ホール設備	冷房設備	1時間につき	1,340円	使用終了の時
	暖房設備	同	660円	
	音声ガイド	1台1回につき	410円	使用前

備考

1 「午前」とは午前10時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。

2 時間超過の場合は、超過時間1時間につき、午前の使用にあっては当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額を、午後の使用にあっては当該使用料の額に4分の1を乗じて得た額を加算する。

3 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。

施設等使用許可申請書

県立西都原考古博物館長 殿

使用目的	行事の名稱
使用責任者	行事の内容
備考	ホール設備(冷暖房) 使用期間

より、次のとおり申請します。

年 月 日	時から 時まで	年 月 日	時から 時まで
年 月 日	時から 時まで	年 月 日	時から 時まで
年 月 日	時から 時まで	年 月 日	時から 時まで
年 月 日	時から 時まで	年 月 日	時から 時まで

(注) 1 使⽤料の納期は、ホール使⽤料は使⽤許可の時、ホール設備(冷暖房)使⽤料は使⽤終了の時となります。

2 申請者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員(現在就いている方)について記載してください。
(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用するごとに、その他の目的のために一切使用しません。

法人名: _____

役職名	氏名 ^{(姓) (名)}	性別	生年月日
		男・女	明治 大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治 大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治 大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治 大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治 大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治 大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治 大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治 大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治 大正・昭和・平成 年 月 日

様式第2号 (第9条関係)

施設等使用許可書

文書番号

年 月 日

様

県立西都原考古博物館長 殿

年 月 日付けで申請のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用については、次のとおり許可します。

使用目的	行事の名稱		変更の内容	変更後
	行事の内容	住所		
使用責任者	氏名	ホール設備(冷暖房) 使用期間	変更前	変更理由
年 月 日	時から 時まで	年 月 日	時から 時まで	
年 月 日	時から 時まで	年 月 日	時から 時まで	
年 月 日	時から 時まで	年 月 日	時から 時まで	
年 月 日	時から 時まで	年 月 日	時から 時まで	

(注) 使⽤料の納期は、ホール使⽤料は使⽤許可の時、ホール設備(冷暖房)は使⽤終了の時となります。

様式第3号 (第10条関係)

施設等使用許可変更申請書

年 月 日

住所

申講者

電話

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
で、県立西都原考古博物館管理規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用料	ホール設備(冷暖房) 使用料	円	備考
使用料		円	添付書類 施設等使用許可書の写し

文書番号

年月日

県立西都原考古博物館長 国

県立西都原考古博物館長 殿

様

年月日 付で申請のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用の変更については、次のとおり許可します。

変更の内容	変更前	取消しの申出をする理由
	変更後	
変更の理由 備考		備考

年月日

申請者 申講者 申講者 申講者 申講者 申講者

電話 電話 電話 電話 電話 電話

氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

[法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名]

年月日 付で許可のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用を中止したいので、県立西都原考古博物館長 殿

添付書類
1 施設等使用許可書
2 変更の許可を受けている場合にあつては、施設等使用変更許可書

年月日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 申講者 申講者 申講者 申講者 申講者

電話 電話 電話 電話 電話 電話

氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名

[法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名]

年月日 付で申請のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用料の還付を受けたいので、県立西都原考古博物館管理規則第15条第3項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由	館内利用目的		
	博物館資料の名称	形 状	数 量
既納の使用料 既納の使用料	納付日 納付額	年 月 日 円	備 考
	還付請求額 納付額	円	
備考		利用希望日時	利用の方法
備考		撮影の有無	備考

添付書類
1 書面により許可の取消しがあつた場合においては、当該書面
2 使用料を納付していることを証する書面

振込先金融機関名 預金の種類 口座番号 口座	口座振込申出書		
	銀行	支店	
預金の種類 口座番号 フリガナ 口座	普通	当座	備考

年 月 日付けで申請のあつた博物館資料の館内利用については、次のとおり承認します。

館内利用目的			
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考
利 用 日 時			
利 用 場 所			
利 用 の 方 法			
そ の 他 条 件			

住所
申請者 電話
氏名〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付けで申請のあつた博物館資料の複写については、次のとおり承認します。

複写目的			
図書資料名	複写箇所		
※ 合計	枚 数	金額	

(注)1 図書資料の複写は、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に抵触しない限りにおいて行います。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり博物館資料の館外貸出を受けたいので、県立西都原考古博物館管理規則第18条第1項の規定により申請します。

館外貸出目的			
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考
貸 出 期 間			
保 管 場 所			
資 料 運 搬 方 法			
撮 影 の 有 無			

県立西都原考古博物館長 殿

年 月 日

住所
申請者 電話
氏名[法人については、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名]

次の目録に記載の博物館資料を貴殿に寄贈(寄託)したいので、県立西都原考古博物館管理規則第20条

第1項の規定により申請します。

目録

博物館資料の名称	形	状	数	量	備	考

県立西都原考古博物館長 殿

年 月 日

住所

申請者 電話

氏名

次の目録に記載の博物館資料を貴殿より確かに寄贈(寄託)を受けました。

第1項の規定により申請します。

目録

博物館資料の名称	形	状	数	量	備	考

県立西都原考古博物館長 殿

年 月 日

申請者 電話

氏名

印

施設を利用したいので、次のとおり申請します。

施設利用承認書

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

施設を利用したかった施設の利用については、次のとおり承認します。

行事の名称	利用期間	利用区分	利用予定者数	合計()人
(事業計画書等添付)	平成 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	A:エントランスホール D:廊下の壁面(本館)	主催者数()人 参加者数()人	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び喫煙、飲食はしないこと。 6 指定する場所以外での喫煙、飲食はしないこと。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 事故等も県は一切責任を負わない。 13 その他の(別紙のとおり)
年 月 日	年 月 日	B:セミナー室 C:展望ラウンジ E:体験館 F:体験ステージ	主催者数()人 参加者数()人	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び喫煙、飲食はしないこと。 6 指定する場所は利用者が手配し配置すること。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 事故等も県は一切責任を負わない。 13 その他の(別紙のとおり)
年 月 日	年 月 日	G:その他	主催者数()人 参加者数()人	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び喫煙、飲食はしないこと。 6 指定する場所は利用者が手配し配置すること。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 事故等も県は一切責任を負わない。 13 その他の(別紙のとおり)
年 月 日	年 月 日	H:体験館	主催者数()人 参加者数()人	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び喫煙、飲食はしないこと。 6 指定する場所は利用者が手配し配置すること。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 事故等も県は一切責任を負わない。 13 その他の(別紙のとおり)
年 月 日	年 月 日	I:その他	主催者数()人 参加者数()人	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び喫煙、飲食はしないこと。 6 指定する場所は利用者が手配し配置すること。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 事故等も県は一切責任を負わない。 13 その他の(別紙のとおり)

県立西都原考古博物館長 殿

印

年 月 日付けて申請のあつた施設の利用については、次のとおり承認します。

行事の名称	利用期間	利用区分	利用予定者数	合計()人
(事業計画書等添付)	平成 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	A:エントランスホール D:廊下の壁面(本館)	主催者数()人 参加者数()人	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び喫煙、飲食はしないこと。 6 指定する場所は利用者が手配し配置すること。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 事故等も県は一切責任を負わない。 13 その他の(別紙のとおり)
年 月 日	年 月 日	B:セミナー室 C:展望ラウンジ E:体験館 F:体験ステージ	主催者数()人 参加者数()人	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び喫煙、飲食はしないこと。 6 指定する場所は利用者が手配し配置すること。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 事故等も県は一切責任を負わない。 13 その他の(別紙のとおり)
年 月 日	年 月 日	G:その他	主催者数()人 参加者数()人	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び喫煙、飲食はしないこと。 6 指定する場所は利用者が手配し配置すること。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 事故等も県は一切責任を負わない。 13 その他の(別紙のとおり)
年 月 日	年 月 日	H:体験館	主催者数()人 参加者数()人	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び喫煙、飲食はしないこと。 6 指定する場所は利用者が手配し配置すること。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 事故等も県は一切責任を負わない。 13 その他の(別紙のとおり)
年 月 日	年 月 日	I:その他	主催者数()人 参加者数()人	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び喫煙、飲食はしないこと。 6 指定する場所は利用者が手配し配置すること。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認められたときは利用を取消し又は中止させることができます。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。 12 事故等も県は一切責任を負わない。 13 その他の(別紙のとおり)

施設利用受付帳（

施設利用受付台帳（年度）

区 分	A・エントランスホール	B・セミナー室	C・展望ラウンジ	G・その他
	D・廊下の壁面(本館)	E・体験館	F・体験ステージ	

3 利用案内

開館時間

・午前10時から午後6時まで（展示室への入室は午後5時30分まで）

休館日

・月曜日（国民の祝日と重なる時は最も近い平日）

年末年始（12月28日から1月4日まで）

国民の祝日の翌日（土曜日、日曜日または休日に当たるときを除く）

入館料

• 無粒

交 通

・車／宮崎市より国道219号線経由約40分

東九州自動車道西都 ICから約10分

- ・バス／宮交シティより「西都原考古博物館前」行きもしくは、「西都原」行き
乗車約70分

「西都バスセンター」経由「西都原考古博物館前」で下車

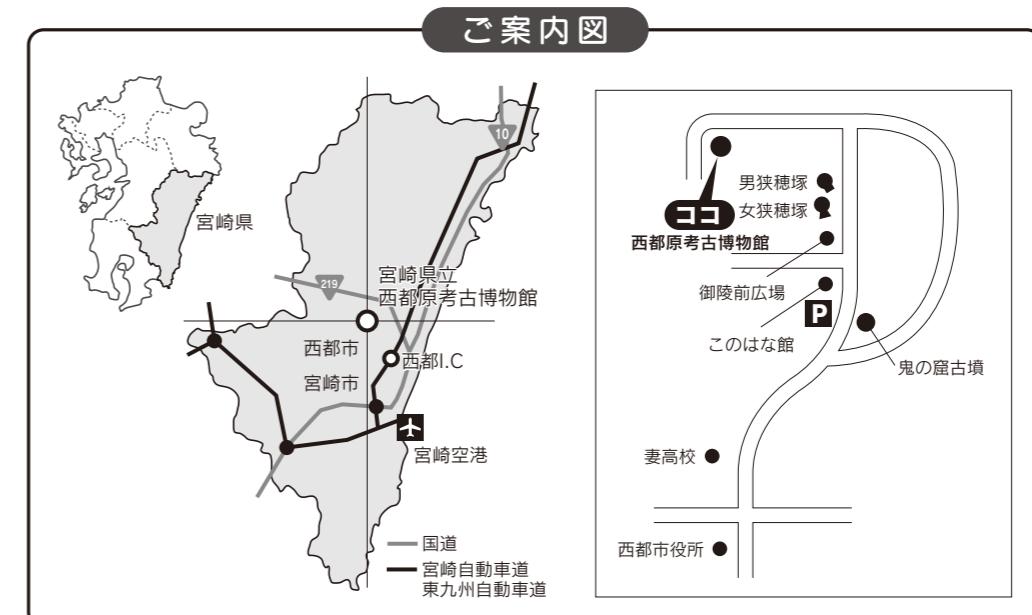
(「西都バスセンター」からタクシーで約10分)

所在地等

〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西5670番

TEL: 0983-41-0041 / FAX: 0983-41-0051

<http://saito-muse.pref.miyanaki.jp>





Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



2016(平成28)年度

宮崎県立西都原考古博物館年報

Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

2017年6月

編集・発行：宮崎県立西都原考古博物館
〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西5670番
TEL：0983-41-0041 FAX：0983-41-0051
<http://saito-muse.pref.miyazaki.jp/>

印 刷：北一株式会社
〒880-0903 宮崎市太田 3-1-31
TEL：0985-51-5100 FAX：0985-53-5640